

第五十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第二十六号

昭和四十二年六月二十八日(水曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 小峯 柳多君

理事 笹山茂太郎君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 山中 貞則君

理事 阿部 助哉君

理事 只松 祐治君

理事 村山 喜一君

理事 山田 耻目君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 海堀 洋平君

委員外の出席者

日本専売公社総
裁 東海林武雄君

日本専売公社企
画部長 高村健一郎君

日本専売公社技
術調査部開発課
長 高岡 市郎君

日本専売公社販
売部長 斎藤 欣一君

日本専売公社生
産部長 大塚 孝良君

日本専売公社生
産部生産課長 外山 尚正君

日本専売公社生
産部生産課長代
理 小山 光泰君

専門員 拔井 光三君

六月二十八日

委員野口忠夫君辞任につき、その補欠として唐
橋東君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員唐橋東君辞任につき、その補欠として野口
忠夫君が議長の名で委員に選任された。

委員唐橋東君辞任につき、その補欠として野口
忠夫君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣
提出第四二二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

日本専売公社法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。平
林剛君。

○平林委員 きょうは、ただいま議題になった法
律案に関連をして、少し専売公社に当面の問題
二、三についてお尋ねしたいと思ひます。

いづれ大蔵大臣が入ってきますから、大蔵大臣
が入ってきたら、きょうは私の本題であるたばこ
の定価の問題についてお尋ねしたいと思つたので
すけれども、その前に少し時間がありますから、
万国博覧会の援助広告つきたばこの問題について

ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

「ハイライト」というたばこに広告がついており
まして、一般に市販されておるわけでありま
すが、これは私の承知しているところでは、日本万
国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置
に関する法律に基づいてこういう措置をやられて
おられると思うのでございますけれども、一応そ
の根拠について御説明をいただきたいと思ひので
す。

○海堀政府委員 一般的に公社が自分の商品に広
告するということであるならば、これは公社の付
帯業務として、たとえ国鉄が車内に広告を出して
おるとか、電電公社が電話帳に広告を出してい
るとかというところで見られてもわかりま
すが、特別な法律の根拠は要らないわけではござい
ますが、たまたま今度の万国博覧会に対する場合には、
万国博にその広告面を提供して、そうしてその収
入を万国博の経費に充てるといふことで、みずか
らの収入を得るためでないものでございまして、
特別の法律によつて御了解を得たわけではござい
ます。

○平林委員 あのとばこの広告料は一体どのくら
い取つていますか。

○海堀政府委員 一カ月間だったと思ひますが、
個数にして一億個と記憶しておりますが、それを
一カ月に売るといふことで、一億個のケースの
一部分を提供するといふことで、広告料として二
千万円を広告主からいただいていると承知してお
ります。

○平林委員 「ハイライト」というたばこ一口一億
個、それで二千万円ということになると、大体た
ばこ一個について計算してみると二十銭の広告代
になりますね。「ハイライト」は二十本詰めだか
ら、一本吸うたびにあのケースを見るときとそ
の広告が徹底をするわけでして、二十四回、人の目

に触れる。広告の媒体としては非常にいい方法
で、一回一銭という広告というのは、これは今日の
広告の料金からすると、たいへん安くして効
果的であつて、なかなかいい宣伝方法であると私
は思ふのです。それだけに、かなり多くの広告主
の応募があると思ひますけれども、現在の応募状
況はどういうことになつておりますか。

○海堀政府委員 応募の状況は相当な申し込みが
あるのでございます。私、詳しくは承知しており
ませんので、あとで販売部長から御説明いただき
たいと思ひますが、ただ、応募がある
からすべてどういふものでもとつていいというわ
けにもまいりません。ということとは、やはり専売
という制度の持つてゐる公的な性格から見まし
て、そこに選ばれる広告も、またある程度社会
の常識が許す範囲内でなければいかぬといふふ
なことで、申し込み件数が即競争率といふこと
ではございせん、その中から、公社の製品に広
告をしても社会の常識が許すという範囲内に限
ておりますので、競争率自体、直ちにそのま
ま、だからもう少し高くていいのではないかと
いふうちに直ちに結論に持つていくには、多少問題
あるかと思ひます。競争率につきましては、
販売部長から御説明いただきたいと思つておりま
す。

○斎藤説明員 応募の状況でございますが、御承
知のとおり、昨年の十一月からこの広告が始まり
ました。四十一年度について申し上げますと、四
十一年度は十一月からでございますので、初めの
二カ月は二割づつやりました。したがって、
四十一年度の実数は全部で七割ということになり
ます。それに対して、応募の件数は十九件で
ございまして、本年度の状況は、ちよつとここ
に数字を持っておりますが、やはり大体同じ程度、
口数に対して若干多目の応募があるように聞

いております。具体的には、すでに九月分までの
広告主はきまつておる状況でございます。

○平林委員 私は、たばこは大体「ピース」を
吸つておりますから、あまり「ハイライト」は吸
わないでいただけます。ときどき広告を見ますと、
自動車の広告が出ていたり、それからほかの製品
の広告が出ていたりすることがありますが、今日
までの広告の契約はどういうところとなさいまし
たか。

○斎藤説明員 この広告の事業につきましては、
実は広告を扱うものといまして、公社は専売
事業協会にこの仕事を委託してやらせておりま
す。これは先般のオリンピックの広告つきの抽選
券のものを出したわけでございますが、その場
合にもそういった形式でやった経験もございま
すので、そういったことで、公社がこの広告の仕
事をやりますにございましていろいろな手続もござ
いますし、そういった点は、公社自身がやるにいた
しましてはなかなか煩瑣な点もございまして、公
社の監督も十分にこなせるわけでございます。そ
で、そういう意味合いから申しまして専売事業協
会にやらすことになっております。

○平林委員 私が聞いておるのは、今日までの廣
告として、たばこに掲載をされたのはどうい
うところがございますかというお尋ねをしたわけ
でございます。

○斎藤説明員 失礼いたしました。初めから申
上げます。
昨年の十一月に広告主が二口ございまして、プ
リンス自動車と日産自動車、十二月がトヨタ自動
車と松下電器、一月以降で、一月が日本食品、リ
プトン紅茶でございます。二月が日産自動車、三
月がサントリウウィスキー、四月が三井物産、五
月がゼネラル石油、六月は、ただいまやっており
ますが、ライオン歯磨、そういうことになってお
ります。

○平林委員 昨年の十一月から初めて広告の契約
ができて、十一月は二口、プリンス自動車と日産

自動車、十二月がトヨタと松下電器、ことしの一
月へ入って日本食品、二月が日産自動車、三月が
サントリウウィスキー、四月が三井物産の東レベ
ンロン、それから五月がゼネラル石油、六月がラ
イオン歯磨。ときどき私もお目にかかつておる
わけでございますけれども、いままで契約をした
ところで私感するところは、自動車関係が多い。
初めて発売されたときですから、私の記憶には自
動車がいったんと、先ほど指摘をしたわけござ
います。印象に残つておるわけでございます。

いまお話を聞いてみると、プリンスと日産は同じ
日産系統ですね。四十二年の二月でも日産自動
車。私は今後の計画は知りませんが、ばかに
に広告契約は自動車に片寄り、しかもそれは日産
自動車に片寄つておると思うのです。いまお話し
になったのは六月までですが、七、八、九月はす
でに契約が終わつておると思うのでございませ
ん。

今日まで契約をされた中で、私が先ほど申し上げ
たように、この広告としての媒体は非常に有効で
ある。したがって、かなり応募もあるだろうとい
う考えからお尋ねをいたしました。去年は、七口
に対して十九件、競争率としては三倍ほどはな
いけれども、相当ある。その中において、大体今日まで
契約をされた十件の中で日産系の自動車の広告が
三分の一を占めておる。今後の契約はどういうふ
うになっておるかかわかりませんが、非常に
片寄つておる感じがするわけでございます。

先ほどのお話で、専売公社自体がやって
おるのではないからということですが、い
かがでしょうか。ちょっと片寄つておるとお考え
になりますか。

○斎藤説明員 確かにただいままでのところ自動
車が多かったことは、そういう目でござらんば
ば事実であると思つております。どういった広告主の廣
告を受けるかということにつきましては、ある程
度考えもございまして、たとえば万国博の目的とい
うこと、それから広告の媒体が専売品であるとい
うようなことから推して、何でもかんでもという
ふうなわけにはまいらない場合もあるかと思ひ

ます。そういうわけで、たとえば公序良俗に反し
ますとか、あるいは政治的な目的に使われま
す、そういったようないろいろな制約は一応持
つております。そのほかの場合もいたしましては、
事、万国博ということございまして、大体の
範囲といたしましては、日本の産業を代表する産
業というふうなことであるほうが望ましいのでは
ないかというふうな感じは持つております。

ただ、具体的には、いろいろなところから応募
がございまして、その場合に、実は広告主のほう
ではいろいろ時期の選定もむずかしいようござ
います。たとえば、第一回はとうとうとござ
います。あるいはクリスマスセールということ、十二
月は自分のほうにほしい、あるいはボーナス月は
自分のほうにほしいというふうなことで、広告主
の御希望とこちら側の口数とが折り合わない場合
があるような話も聞いております。

それで、さき申し上げましたような、どう
いった広告主の広告をとったほうが望ましいかとい
うことについて、一応の考えと申します。そ
ういふものはございまして、けれども、しかし、出
てまいりました広告主がみな、どれがよくてど
れが悪いということではございせん。具体的
になかなか選定はむずかしいのでございませ
ん。

したがって、そういった場合には抽せんでお
願ひする、あるいは申し込み順にするというふう
なことにはいたしたいということですが、それ
で、実際問題としては、大体先に申し込みました
方を優先いたしまして広告をさせておるといふ
うなことになっております。

○平林委員 順序とかその運営はあとでまた聞き
ますけれども、私の感じとして、今日まで大体十
件、広告主と契約されて、その三分の一が、トヨタ
を入れば、自動車関係は四割を占める。あなた
の言われる自動車産業は日本を代表する産業であ
ると言われればそれまででございますが、それ
にしても一つの会社に片寄つてはせぬかといふこ
とを言つておるわけです。

○斎藤説明員 具体的には専売事業協会のほうで
選定いたしておりますので、個々の選定につきま
して詳しい話は存じておりませんが、さき申し
上げましたように、広告はしたいんだけれども、時
期としては自分のほうはここのほうでないとい
うとか、なかなかといったような広告主の御希望も
ございまして、そういうことから、選ばれまし
たいききつといたしまして、そういう事情もある
のではないかと申して、考えております。必
ずしも自動車会社を優先しなさいといったような
指導は、公社にはいたしてございません。

○平林委員 私はそこで聞きたいのですけれど
も、こういう広告の応募がありますね。それを専
売事業協会にまかした理由は、どういふわけによ
うか。これは法定なんですか。私はオリン
ピック特別委員会の法案審議は特別に参加しませ
んでしたからよくわかりませんが、こうした
た広告主の選定をする場合に、専売公社がやらな
いで、どういふわけで専売事業協会にやらしたの
ですか。

私がそれを聞くのは、たとえば、選考の結果、非
常に片寄つておるんじゃないかという批判があり
まして、それが責任を持つかということ、そうい
う批判があったときに、それがその批判にたい
する、なぞ専売公社がみずからこうした仕事
に携わらないで専売事業協会にまかしたのかとい
う点、それはどういふわけでございますか。

○斎藤説明員 さつき監理官からお答え申し上げ
ましたが、専売公社は、御承知のとおり、たばこ
と塩の事業をするのが事業目的でございます。し
たが、いまして、その事業に付帯いたします場合の
広告ということにつきましては別段法的な制約が
ないわけでございます。いづれにいたしまして
も、この場合、広告をすることにしまして、万国
博の資金調達の一助とするということございま
して、専売公社の事業の固有の目的からいたしま
すと、広告事業というものは異質のものじゃない
かというふうに思つております。その点が一つ

と、それからもう一点は、先ほどちょっと申し上げましたが、先般のオリンピックの際に、たばこに抽せん券をつけて、それにまた広告主をとりまして、広告料をオリンピック資金財団のほうにお納めしたという、そういう例がございます。それから、ほかの公共企業体、国鉄とか電通とかというの、御承知のとおり、こういった目的のために、たとえば電通でございますと、電話帳に広告をとる、国鉄でございますと、国鉄のホームとか車内に広告をとるとかといったようなことで、そこからあがります収入をこういう企業目的に充てているわけで、同じような事業をやっているわけでございますが、国鉄におきましては、国鉄広告全国連盟といったような団体に事業を委託をいたします。電通は電通共済会にこの仕事を委託している、そういった例にもなっています、私どもの場合も専売事業協会にやらせている、前の経験もございまして、ほかの例もあるというふうなことでそういったことにいたしております。

○平林委員　あまりすっきりしないのですけれども、大蔵大臣も見えていられるので、ほかの問題に移りますけれども、終わるまでの間に大体十九件、そして、このうち万国博覧会の方に寄付になる金額は幾らで、そしてそのまますっぽり入るわけじゃないと思うのですけれども、マージンとか取り扱い手数料とかというような区分は一体どういうことになっておられるのでしょうか。つまり、万国博覧会の方に寄付は何になつて、経費その他はどういうぐあいになるかというような数字を少し説明をお願いしたいと思つたのです。

○斎藤説明員　さつき監理官から申し上げましたが、一口、これは「ハイライト」一億個分でございますが、その広告料は二千万円でございまして、その中で七三％、これを万国博覧会に寄付することになっております。したがって、毎月二千万円、その七三％でございますから千四百六十万円が万国博覧会に寄付されるということになります。それから広告代理店の手数料といたしまして一二％、これは広告の目的とか規模とかいろいろの

に照らしまして、ある程度一般市価より安くなつております。それから専売事業協会の事務費を五％見ております。それから、こういった特別の広告つきたばこを出しますと、公社といたしましていろいろな意味で経費が余分にかかることになりまして、公社がこれによって利益を得るとか、なんとかいうことではございませんで、ただ、公社の必要な経費を見ていただくという意味で、一〇％を公社のそういった経費に充てることになっております。

○平林委員　そうすると、「ハイライト」というたばこに広告を掲載することによって得た収入のうち、七三％が万国博覧会に寄付される、その金額が三億三千五百八十万円、その他は一〇％が専売公社の必要経費として控除される、というのは私は理解できると思ふのです。しかし、広告代理店に一二％、専売事業協会というのに五％、一七％がいわゆる中間マージンとして控除されていくわけですね。

一般的の広告代理店なんかのマージンというのは、普通からいふとどのくらいになるのですか。○斎藤説明員　大体一五％から一七％程度というのが相場のごときでございます。

○平林委員　これは専売公社は専門じゃないだろうから、全般的な数字であらうと思ふのですけれども、専売事業協会が入つて、代理店のマージン一七％を含めると一七％ということになる。しかも、これだけの中間的なマージンを払い、同時にまた、広告主の選定などについても、私がいま指摘したように、少し偏向があるということも考へると、専売公社だけでなく、ほかの事業団体にもこういう例がございまして、お話をあつたので、私もどもも調べてみますけれども、私は、今後こうした事業を引き続き継続されるに、こうした問題についての批判に多少はこたえるような運営をするように専売公社としても努力をしたいと思います。こういうのをほうっておくと、私はやはり片寄つてくると思ふのです。適当なときに批判を私はしておきたいと思ふので、今後の運

営について専売公社は十分注意をしてもらいたいと思ふのですが、総裁の御見解をひとつ。

○東海林説明員　いろいろなお話がございまして、重ねて申し上げるようで恐縮でありますけれども、なぜ一体自動車会社に片寄つたかという御質問が最初に出了たのでありますけれども、これをやりますときに一番先願したのは自動車会社なんでありまして、しかも、相当長期にわたる申し込みがあったというように聞いております。しかし、広告の性質上から申しますと、自動車会社に片寄るということとは好ましくないということで、分断してあるわけなんです、なるべく別の業種にこれを御利用していただくため、万博に協力していただきたい、こういうことであつたのであります。現在、のところは、なるほど自動車会社が多くなつておりますけれども、今後これについてはほかの業種が出てくるだろうと思ふので、その点御了承願ひたいと思ふのです。ただ、いま御指摘になりました問題点につきましては、今後の運営につきましては、十分ひとつ注意してやっていきたいと思ふのです。

○平林委員　私はきょうは言いませんでしたけれども、もう九月の予定の中にも自動車会社が入つておりますね。そうすると、私がいま指摘しただけじゃなくて、さらにこれからは出てくると思ふのです。そういうことを考えますと、少し偏向があると思ふのです。それで、今度はたばこの価格改定の問題につきまして、少し大蔵大臣と専売公社の総裁のほうにお伺ひをしてみたいと思ふのです。

税制調査会におきまして、昨年たばこ価格の改定の問題について示唆がございまして、ことしの税法審議の際にも、私、調査会の松隈さんいろいろとお尋ねをしたことがございまして、けれども、この機会にも一回あらためて聞きたいのです。たばこの価格の改定という問題が税制調査会で話題となり、ある簡単な答申が出されましたけれども、こうした問題は、政府の諮問にこたえてた

ばこの価格の改定問題が議論されたものであるのか、政府のほうでは、その問題については特別にどうすべきかということをお諮問しなかつたんだけれども、税制調査会が独自のこうしたものを発想したのか、その点がまだ私はつきりしないのでございまして。大蔵大臣、これは大蔵省、政府のほうからこうした問題について検討してもらいたいという諮問を出したのでしょうか、それとも、諮問をしなかつたけれども、税制調査会が独自の発想して、これに触れた答申が出されたのでしょうか。

○水田国務大臣　大蔵省の、長期税制はどうあるべきかという総括的な諮問に対して、中間答申として税制調査会から出てきたものでございまして。○平林委員　そうすると、これは政府からは全般的長期税制についてどうあるべきかというその諮問をしたのに対して、たばこの価格の問題に関する答申というものが税制調査会から生れてきたと私は聞いていたわけです。ですから、この間、実は松隈さんにも言ったのですが、政府のほうからたばこの価格についてどうかという諮問がないのに、どうしてあなたの方で独自に発想しておやりになつて、国民によけいな心配をかけるのですかという意味の質問をしたわけなんです。これは私は、むしろ政府のほうで財源政策の面において、あるいはその他の政策の面において打ち出されるなら別だけれども、現在でもたばこの税率というものは相当高い、一六〇あるいは五十五数％というふうな高いので、他の、物品税をはじめとする間接税から比べまして安い税率ではないんだ、そういうことを考えると、税制調査会が税の問題を扱っているところであるから、政策的な問題にまで手を出してやってもいい、たばこという注文を突いたのでございまして。いまのお話で、これは税制調査会独自のあれをしたというお話でございましてけれども、大蔵大臣としては、この税制調査会の答申をどういうふうにお読みになつたのでしょうか。私は、この間も松隈さんに、一体どういう意味なんですかと聞いたの

ですけれども、どっちにでもとれるような解釈があるのですけれども、大蔵大臣は、その税制調査会のたばこに関する答申をもらいになって、どういふふうにお読みになったのでしょうか。

○水田国務大臣　中間答申の中にたばこの問題にも触れてございますので、一応は私どもも検討いたしました。しかし、今年度はたばこの値上げをするということは妥当でないという結論で、一切取り上げませんでした。

○平林委員 もう少し大蔵大臣の御見解を聞いておきたいのですが、ことしは取り上げるのは適当でないという理由は、いろいろな要素が含まれていると思いますけれども、大体、どういうことで適当でないとお考えになって、政府としてはたばこの価格の改定をしないことにしたのでしょいか。

○水田国務大臣 たばこの価格の改定ということ

は、実は非常にむずかしい問題でございまして、普通の商品で、コストを割って採算がとれないという場合には、値上げの基準というものも出てま

いりますが、これは専売益金が減少したからこれを埋めるといふ意味がたゞこの値上げになりますので、そうしますと、現実には、たゞこのコストが上がつて利益が減少しておる、現実にはそういう形になっておるのを訂正することとは、やはり實質的にはたゞこの増税ということになりますので、ここで国の財政需要との——そこまで国が財政需要を必要とするかということと、一方、國民の消費負担の、いまの他の間接税に対する負担との均衡というようなものをよほど慎重に勘案しないと、このたゞこの値上げというものはむしろかしい問題でございますので、これは相当慎重な検討を要する、早急に、これを簡単に決定できないということが理由でございます。

○平林委員 私は、大蔵大臣の慎重な態度、それからいまだ話になった考え方につきましては同感でございます。少なくとも、やせたりといえども――まあやせもしないけれども、いまの内閣がこの国民の嗜好品であるたばこを上げてまで財政を確保しなければならないというのはどの財政事

情にはないわけでございますから、できればそういうことは避けることが望ましいという大蔵大臣のお考え方は、私は賛成なのであります。

ことしも税制調査会がまたこうした問題について検討するのではないかと伝えられておりますけれども、政府はこれを具体的に諮問をするというようなお考えはないと思えますけれども、いかがでございますしょう。

○水田国務大臣　まだ、来年度の予算編成に取り

かかっておりません。したがって、税制調査会に何を諮問するかということも現在未定でございます。

○平林委員　まあきょう、それではないということを言ってもらうわけにはいきますまいから、これから若干専売公社との間に議論をして、それを知っておいていただきたいと思います。

昨年専売公社は、税制調査会でたばこ価格の問題が検討されたときに試算を用意したと伝えられておりますけれども、その試算は具体的にはどういうものであったでしょうか。

○海堀政委員　これは先ほど大臣から御説明がありましたように、税制調査会が四十二年度の税制のあり方について答申をされるわけでございまして、政府はそれを受けて、その趣旨を尊重しながら税制を考えていくということでございます。政府が調査会に入っておるわけではございません。

ので、議論の材料といたしまして、もし値上げを
するとすればどういことが考え得るのかという
ことでございます。そういう場合におきまして
も、いろんな案が考えられるわけございしまし
て、議論の材料として何かを出せという場合に、
なかなかむずかしいのでございますが、ただ、幾
案も出すわけにまいりませんので、まず、値上げ
をする場合に許される最高限度といえますか、そ

ういうものを出しまして、それを材料に議論をしてもらうのが一番好ましいのではないか、そういう考え方に立ちまして出しましたのが、当時新聞に出しました案でございます。したがって、それはあくまで税制調査会の議論をしていただく材料として、税制調査会の要請によってつくりましたも

のであるとともに、それが一応常識的に考えられる定価引き上げの最高限度を示すような案となっております。

具体的に申しますと、形式的な引き上げ率が平均しまして二六・三％になっております。ただ、定価を二六・三％上げたから直ちに収入が二六・三％上がるということではございませんで、実質的な収入の増というのはそれをずっと下回ると考えられます。ただ、形式的な定価の引き上げの率

を加重平均いたしまして二六・三％の引き上げという案を、一応議論の材料としてつくったことは事実でございます。

○平林委員 これは当時新聞でも「ピース」の十本入りを四十円から五十円にし、「ハイライト」を七十円から九十円に、「いいい」は五十円から六十

円に、「新生」が四十円から五十円、「こはく」二十円に、「百円」が百円から百四十円に、「やまと」が百円から百四十円に、「ホープ」も四十円から五十円に、「富士」が五十円から七十円、「スリーエー」が六十

円から七十円、「泉」が七十円から九十円、「ひびき」が六十円から八十円、「わかば」が五十円から六十円、「ききょう」が六十円から七十五円、これが新聞に報道されていた案でございまして、私、それを見たときに、全般の値上げ率がいまお話しになったように二六％、これは一つの試案であ

り、要請にこたえて、最高限度を示すものとして出したにすぎないというお話を聞きますと、あまりこれ以上議論をする必要もないかと思うのですが、一応考えられる案としてこれを出されたと思うのですが、専売公社はこれについてはどの程度タッチしておったのでしょうか。要するに、もし上げなければならぬときはこういうふうにするつもりでこういうの出したのでしょうか。

うか。総裁、いかがでしょう。

○東海林説明員 専売公社のほうでは、この問題について具体的な案を出したことはございません。ございませぬけれども、私のほうとしましては、もしそういう値上げがあった場合には、実は、専売公社の仕事の関係からいきますと、非常

に価格の変動についてのトラブルが多いわけですね。したがって、そういうような対策というのは一応考える必要があるのじゃないかということで、そういうような試案に基づきましていろんな案を立てたことはございます。しかし、これは外部に何も発表してございません。

○平林委員　私は、いまの総裁なら、単純に価格を上げて専売益金を上げるなという商売はおやりにならぬだろう——経営的手腕をお持ちの総裁だろうと思っておりますから、単純な、算数的にかけて、それでいまのような、平均二六％それぞれ価格を上げたら七百億円か七百二、三十億円増収になるなという計算をした商売はおやりにならぬだろうと私は思うのです。ですから、これはあくまでも大蔵省あたりのお役人さんの頭で考えた案であらうと実は思ったのでございまして、いま専売公社総裁のお話を聞きまして、国民も少し安心をするのではないかと思うのでございます。

確かに、たばこの定価の改定をやったからと

いて、直ちにそれが専売益金の収入を増加させるものになるといふふうに機械的ではないかという事柄があると私は思うのでございます。いままでも専売公社は全面的に価格の改定をやったことはない。もし伝えられるようなことをやるとすれば、初めての経験でありますから、私は、それで、一体専売事業というものがどうなるかということについては、公社総裁といえどもなかなかこれは見通しをつけがたく、また自信がないものであるといふふうに拝察をするわけでございます。特に、一般的に、もしかりに伝えられるようなものを実施するとすればいろいろな問題が起きてくるのではないかと思うのですけれども、専売公社は、そういう点については、やはり問題点というものを明らかにしておいていただいたほうがいいのじゃないかと思うのです。もしかりに、ただいま伝えられるようなものが実施されるとなりますとどういう問題点があるのか、ひとつ、専門的な立場で専売公社のほうからお聞かせをいただきたいと思っております。

○東海林説明員 値段を上げたからどういふ変化がくるかというところは、これはいままお説のとおりで、いままで経験したことがございませんで、諸外国の例なんかを見ましても、まず、売り上げの高は減るだろう、それから下級品に転移を生ずるのじゃないか、こういう問題が考えられます。そうしますと、これは直ちに問題になりますのは、値上げした初年度においては数量がどうしても減少するから、そうすると、葉たばこの生産にも影響してくるのじゃないか、それから原料の貯蔵が、これはたいへんに多くなっておりますことは御承知のとおりであります、これらの点も考えますと、なかなかその点がむずかしい問題が出てくるのじゃないかということなのであります。同時に、公社の仕事といたしましては、長期の生産計画を立てておりますが、それを全面的に更新しなければならぬという問題が起ります。それが急激に起こるといふと、公社の仕事に対しては非常な問題点が出てくるということが想定されますので、先ほど大蔵大臣からお話がありましたように、この問題につきましては、専売公社としても非常に慎重に考えなくちゃならないということに申し上げられるのじゃないかと思ひます。

○平林委員 たいまお話のように、全面的な定価改定の経験がありませんし、定価改定によつて一体どれだけ増収するか、見込みの算定は非常に困難である。機械的にはいかなない。特に、一般の消費者の喫煙量の本数というものは、当然それに抵抗がありまして減るだらうし、また、今まで「ハイライト」を吸つておつた人も今度は下級の同じ傾向のたばこに移つてまいりまして、そういう意味では、増収を見込みながら、実際にはそれほどたいしたことはない、下級たばこに転化するといふ状況は当然予想される、まあ、いままお話がありましたように、これはたばこ耕作者の減収の問題にもつながつてくる、専売公社が進めておる事業にもやはりいろいろな問題が出てくる、これは容易な問題ではないと思ひますのであります。特に、わが国でもかつて「ピース」を四十円から

四十五円に一時値上げしたことがございましたけれども、わずかの期間を経てそれがやめられました。やめられた理由というのは、四十円から四十五円という価格に上げたことがほんばであつたといふ問題もあつたかもしれないけれども、しかし、そうしたことに對する国民の抵抗、それが結局消費量の減といふことになりまして、期待したようなことにはならないで、国民の不満をつのらせたといふことだけに終わったことから、わずかの期間にこれが改められたといふ経験を持つておるわけでございます。

私、ちよつと記憶しておるのでございますけれども、外国においても、何か、同じようなたばこの価格の改定をして失敗をした例があると聞いておりますけれども、博学の總裁はそうした事例について御存じでしょうか。

○東海林説明員 外国の例は、フランス、オーストリア、イタリア等が近年値上げをしておりますけれども、フランスのごときは、値上げによつて売れ行きが非常に下がつたといふ事例は出ております。ただ、オーストリアの例によりますと、この値上げが非常にうまくいったといふ一つの事例なんでもありますけれども、それは、上級品を非常に値幅を大きくした、それで中級品で一番売れてゐる、まあ日本で言いますと「ハイライト」が中心になるのでありますが、そういうものの値幅を小さくしたといふことのために、収益の金額の面からいいますと、大体これは、値上げをしたその初年度においては減つておりますけれども、その次の年から大体盛り返してきておるといふ事例がございします。フランスの例なんかは、これは明らかに失敗の一例としてあげられるのじゃないかと思ひます。

○平林委員 たばこの価格を改定することによつて、必ずしも期待するような専売益金の増収にはなりがたいものであつて、アースになるものがあるし、それから、専売公社自体としてもいろいろな問題が起る、関係するところは、単に公社や一般国民だけではなくて、たばこの耕作者に与える影響も無視することはできない。

そのほかに私はもう一つあると思うのです。それは、現在のたばこの消費税は大体前年度の単価と当年度の本数の積を基準として地方財政に補てんをしていくといふ計算法でいくと、地方たばこ消費税の影響も出てくるのではないかと。伝えられた構想によりますと、専売益金収入としては七百億円ばかりを増収することがかりにできたとしても、地方たばこ消費税へのはね返り、これもある程度出てくるのではないかと思ひますが、これはどういふふうに見込まれたのでしょうか。大体どの程度あるといふふうに見込まれたのでしょうか。

○平林委員 いずれにしても、一方で専売益金の増収をはかるための定価改定をやりますと、いろいろな問題点があるほかに、地方においてのたばこ消費税の減少をもたらすといふこともございまして、あまり財源確保の方法としては得策ではない、私はそういうふうにいままのお答えを理解するわけでありまして。ところが税制調査会は、いままでの専売益金の益金率の推移が最近では下がつてきた、戦前の昭和九・一一年は、たばこの専売益金率が五八・二％ぐらいあつた、それが三十一年、三十二年になると六五・六％といふふうに上がつてきたのに、四十一年度は漸次低下をして五四・四％にまで下がつてきた。したがつて、そういう意味で、他のバランス等を考へて上げねばならぬといふような意向を出したことは承知しておるわけでございます。しかし、もともと益金率が五四・四％もあるといふことは、六〇％から見れば低いかもしれませんが、他の物品税その他から見ればまだ高きに失するくらいのものであります。たばこを吸うたばこに国民は税金を納めるという状態、しかも、所得税だとか法人税とかいろいろなことを考えますと、所得税の平均税率でも二〇％上がることも大騒ぎをしてゐるのに、たばこのほうは、ふだん吸つておりますからわりあいに気がつかないにしても、五四・四％かつておるといふことは、これは私は、税負担という面から見まして、税の問題から見てまだまだ高きに失するといふくらいに言えるのじゃないかと思ひますのであります。それを六〇％から五四・四％まで下がつてきたからこれを調整しなければならぬといふ考え方は、どこを押したら出てくるのか私はわからないのでございまして、これは大蔵省はやはりそんな頭でものを考へておるのでしょうか。

○海堀政府委員 先生のおっしゃいますように、地方たばこ消費税は、前年度といふよりも十三カ月前からと言つたほうがいいと思ひますが、前々年度の二・月から前年度の三・月までの平均単価を単価として、それに当年度の売り上げ本数をかけたものが地方税率をかけて出している。したがつて、現行の法律のまま、実行のままで値上げを行ないますと本数は減るであらうと思ひます。前年度の単価といふものは変わりますので、消費税は一応減る形に出てくるだらうと思ひます。ただその場合に、これは現在そういうことを、平均単価は計算上一年前のじゃないと出ないからやつていくこととございまして、値上げをした際にどういふふうな地方税の計算をするかといふのは、また別個の問題として残るだらうと思ひます。この値上げ案を計算しました場合には、そういうこまかい、どういふふうにして地方たばこ消費税を取り扱つかといふ問題を自治省と話をするほど問題が具体的でございませんでしたので、一応の計算といたしましては、値上げがなかつたであらう場合

○海堀政府委員　大蔵省とおっしゃいますが、実は税制調査会からの答申がおっしゃっていますことは、ここで「専売物資であるたばこについて」とは、たばこ消費者の実質的税負担が他の間接諸税と

割合というものは相当低くなっているということも事実である、そういうことも踏まえまして税制調査会のこういった答申が行なわれたのだからというふうに考えております。

○平林委員 税制調査会がここにいないから、あまりけんかのあれにはならないと思いますけれども、しかし、大蔵大臣にも政府にも聞いてもらいた

いのですが、外国とのたばこの状況、つまり、税率であるとかあるいは一人当たりの消費価格であるとかを考える場合には、その国の生活水準ということも考えなければならぬし、もしその諸外国の例でたばこを上げねばならぬという理屈になるならば、所得税ももう少し外国と同じように上げてもらいたい、こういうことになるわけだ。

まして、所得税のほうはほっておいで、たばこのほうだけは外国に比較するという——あんたとけんかしているわけじゃないですよ。私は、税制調査会に対して、あとで会議録でも読んでもらいたいと思うから少し言っておきたいのですけれども、そういうことを比較するなら、所得税も同じ

常に古く基準をとっておりますので、どうもあまり参考にならぬかと思いますが、昭和二十六年度を一応一〇〇としたしますと、四十年度の決算におきまして一三八くらいの指数を示しております。したがって、百円だったものが百三十八円のとばこが吸われている、こう考えていいんじゃないだろうかと思ひます。

○平林委員　かつてたばこの価格の問題を議論をしたときに大蔵大臣は——前の大蔵大臣であったとしても——前大蔵大臣は、たばこの価格は十何年間据え置いてあるから、そういう意味では、実質的にはたばこの価格を下げたことと同じことになるのですという趣旨のお答えをしておった方があります。水田さんだったらそんな計算はしないと思うのだ。

これはことばの魔術であつて、實際に十本当たり
の単価を見ますと、いまお話のとおりに、いつを
基準にとるかはいろいろ議論がありますが、かり
に昭和二十六年をとれば、十本当たり単価として
は二十一元二十錢程度であつたものが、いまでは
三十元三十六錢に上がつてゐるわけです。また、

出されておりましたけれども、水田大蔵大臣はこ
ういう考え方に賛成ですか反対ですか。

○水田国務大臣 私は、さっき申しましたようなことで、たばこの値上げをやるかどうかという全般的な問題についてそういう考えを持っていますので、一般の下げて高級品を上げるというような、そういうような具体的なことをまだ検討し

たことにございせん。

○平林委員 専売公社の総裁にお尋ねしますけれども、いま言いましたように、実際に値上げの方法によらずとも、十本当たりの単価をふやすというふうな商売ですね。それによっても実質的に専売益増加をはかるといふようなこともできるわけでございます。総裁としてはいかがでしょうか。

先ほどお考えは聞きましたけれども、むしろ新製品を発売して、それを国民に買ってもらうというような形に漸次変えていきまして、そうして、それによって専売益金を確保していくというような商売——商売というとおかしいけれども、まあ、民間の総裁ですから、ざつくばらんにいきまして商売、そういう経営という考え方は、私は今日やはり考えてよいことだと思ふのですけれども、お考えを伺わせていただきたいと思います。

がつておるといふことは言えるのじゃないか、か
ように考えます。

いま御質問がありましたような問題につきまし
ては、これはただ定価の一つの制約がございま
すから、われわれのほうで高級品を出していけ
いっても、ある程度の制約を受けて、その範囲
の中でしか操作がでないわけでありまして、た
だ、最近健康上の問題から低アルコール、低ニコチンの
たばこが要求されております。そういうものを順次
出して、いって、おととも御承知のとおりであり
ますが、そういう面で需要が伸びていくことは考
えられますけれども、あまり高級なものだけねら
うというわけには、たばこの性質からいまして、
逆に大衆のものを犠牲にするというような考え
は持つてはならないのではないかと考えておりま
す。その点が非常にむずかしいのではないかと。定
価法の改正というものが全面的に自由になるとい
うことになりまして、その点はある程度まではお
説の通りであるのではないかと、こういうように考
えております。

○平林委員 私、きょう言いたいことは、このほ
かにも税制調査会が考えておられるように、たば
この価格が昔から据え置かれておるために、他の
物価と比較して、もう少し上げていいんだとい
うような議論にはあまり賛成できないというこ
となんです。もしそんな議論でたばこの価格を
上げるならば、かなり前からの数字から考えてみ
ても、たとえていうと、しょうゆなんかのごとき
も、他の価格から見ても少な過ぎるから上げたらい
いじゃないか、たばこは昭和二十六年を一〇〇と
すれば、四十年に大体一三八くらいにしかならぬ
から上げなければいけません、他の上昇率から見ると
低いから上げなければならぬという理屈が正しい
とすれば、しょうゆは昭和二十六年を一〇〇とし
て、いまではまだ一三二程度にとどまっているの
ですから、しょうゆも上げなければいけませんとい
う理屈になってくると思うのです。お酒だって昭和
二十九年を一〇〇として、昭和四十年は一八九
で、上り幅が少ないからこれも上げればよい

じゃないか、こういう理屈になってくるわけだ
ね。また、専売公社はなるべく価格を据え置いた
めに合理化を一生懸命やっておられて、十本当た
り単価の低い製品の発売等によって上げていって
いうような経営をやっているけれども、そういう
合理化の努力をしても上り方が少ないから上げ
なければならぬという理屈になるなら、ビールな
んかのごときは、昭和二十六年が一〇〇ならば、
昭和四十年は逆に九六に下がっているからビール
も上げなければならぬということになるわけだ
ございまして、私は、他のいろいろな価格との比較
の面から、たばこは他の物価に比べて上昇率が少
ないというところで上げるならば、同じ理屈を適用
すれば、みそに酒にビールに波及をしてくると思
うのであって、これはやはり国民生活に与える影
響を無視するわけにまいりません。ですから私
は、さっき大蔵大臣が言われましたように、軽々
にこの問題に手をつけてもらいたくはない。い
わんや、政府がこうしたことに対して具体的な諮問
もせないのかかわらず、やや専門的に入り過ぎ
て税制調査会がみずからそのたばこの価格を上げ
たいというのではないかと、いような示唆を与える
が、ごときことは、政府の腹は、実際は意思を通じ
て、税制調査会を隠れみのにするようなことにも
なるわけだございまして、私はやめてもらいた
くない。まして、税制調査会が独自で発想するが
ごときはもつてのほかである、大体そういう機
関ではないというのを考えるのでございまして、
どうかひとつ、政府におきましてこの問題の取
り扱いについては慎重にしてもらいたい。まして
今日は、いづれ議論になるでしょうけれども、自
然増収の増加が非常にたくさんいものがあるが、
して、何もたばこを五、六百億円ばかり増収をは
かってやるほどの政府のふところ勘定ではないよ
うですね。来年度の予算編成は、大蔵大臣、非常
に楽にできると思われくらゐな自然増収がある
ときですから、たばこの価格を改定をして、そ
から財源を得る、国民のふところをねらうなん
というようなきもしい考えは、ひとつ現内閣はどう

かおとりにならぬでもらいたいということ希望
いたしまして、この問題についての質問は終わ
ておきたいと思うのであります。

なお、他に聞きたいこともありますが、
この辺で質問は終わることになりました。また
適当な時期にもう少しぜひ——久しぶりこ
うした議論をするものですから、もう少しお尋ね
したい点は、他日、そうした機会をつくりたいと思
いますので、その機会に譲りまして、質問を終わ
ります。

○内田委員長 次は、竹本孫一君。

○竹本委員 簡単に二、三の点を伺いたいと思
います。行政管理局がいま見えるそうですか
ら……。

公社——専売公社の公社ですが、公社とい
うようなものが最近いろいろできております。今
事業団といったような名前のものでありますが、
政府の基本的な考え方として、公社というものは
どういう役割を持させるものか、特に公社でな
ければならぬという場合はどんなものである
か、また、公社は、普通の事業団あるいは普通の
特殊法人の会社、そういうものとはどういふ点に
おいて違った役割を期待しておられるのである
か、公社のあり方についての基本的な考え方を承
りたいと思います。

○海堀政府委員 公社法に公社の目的を書いて
ございまして、結局、専売事業を効率的に、かつ適
確に実施していくというために公社が設けられた
ものでございまして、前のように政府が直接行な
っておりますと、そこに会計規定上あるいは事業活
動の上でやや弾力性に欠ける面があるので、そ
ういふ事業活動に弾力性を与えるというところが一
つの目的かと思ひます。と同時に、やはり専売事業
という国の権限を行使いたしますので、国会並び
に政府の監督というものも同時にそのかたにでき
ない、国会並びに政府の監督と事業の能率的な運
営というものの調和点というものを公社という経
営形態に求めたのだらうというふうに推測いたし
ます。

○竹本委員 大蔵大臣にひとつ伺いたいのですけ
れども、いまの会計法上の制約を離れて弾力的
な運営をやる、御趣旨、まことにけっこうござ
いますけれども、ともすれば、公社経営というも
のは、官僚経営の悪いところと、それから一般の
会社のまじい点と、両方のマイナスの面だけをプ
ラスしているような運営がありはしないかとい
う心配をしますので、いまいち、また、専売
公社だけではなく——また専売公社については、
先ほど企業努力の問題もお話がありましたけれど
も、一般論として、公社の経営というものは、は
たして公益目的に合うように、しかも効率的に行
なわれているというお考えであるかどうかをひと
つ伺いたい。

○水田国務大臣 純然たる民間事業ではない、し
かも、国の公共的な事業として、行政のむしろ一
翼をになつた事業としてこれを運営することが妥
当であるということから、特にこういう形態のも
のが出てきたのでありますから、したがって、い
ま、国鉄をはじめとして各種の政府の公団の運営
が中途はんばいになっているというところは事実で
ございまして、国の直営ではない、しかし、純然たる民
間事業には適しない仕事であるというところござ
いますから、そこで、企業の自主的な活動と政府
の監督というものをいかに調和してこの事業の運
営を行なうかということが、公団の経営の最も中
心的な課題であるというふうに考えまして、で
きるだけいままでこの二つの調和をはかるよう
に、いろいろ矛盾、支障がある点を事ごとく正
しながら、改善しながら今日までできてい
るのが実情でございまして、まだまだ、これを企業
のほんとうの自主性を發揮させるというこ
と、国の公共目的を達成させるというための経営の事
実上のあり方については改善すべき問題が現在た
くさんあるというふうに私も見えております。
○竹本委員 公社という特殊な経営形態という
のは、実は、私どもの民社党で考えておる将来の
混合経済の一つのあり方といった意味で、多くの
期待を持っているわけにございまして。しかし、現

実の経営の実態は、いまお話しになりましたが、はたが相当多いし、特に、能率の面ではまだまだ改善の余地が非常に多いのではないかと考えております。しかし、一般的な問題をさらに掘り下げて、どこにどういふ矛盾があるかというところは、きょうは質問はやめておきますが、ぜひひとつ、期待される公社の経営形態であるだけに、大臣におかれましては、これが監督指導の面について、その能率化の面において特に格段の配慮をお願い申し上げたいと、希望を申し上げます。

そこで、本論に入りますが、今度監事に関する権限の規定が整備されたようでありまして、いま申し上げました点と関連をいたしまして、これは公社に対する監事のあり方についてただ規定を整備したという点だけのようには受け取れませんけれども、一体監事に関する——これも一般論として私は非常に疑問を持っておりますのでございすけれども、大体、日本の監事あるいは監査役といったようなものは十分にその使命と役割を果たしていない。御承知のように、民間でも監査役といえ

ば、「カン」の字は「関」の字を書く人もおるくらいに、日本の監査あるいは監事機能というものは、全くその職責を十分に果たしていないと思うのです。そういう観点から考えまして、今度監事に関する権限の規定を整備することにした、こういうのでございすけれども、それは文字を整備したという意味でございすか、あるいはそのファンクショナルなものを整備したという意味でございすか、また、ファンクショナルを整備したならば、どういふ点のファンクショナルを整備されたか、これを承りたいと思ひます。

○海堀政府委員 今回監事の権限を規定上整備いたしました点は、まず、監事が監査の結果に基づきまして、専売公社総裁さらには大蔵大臣に意見を出せるといふことが一点、それから財務諸表を大蔵大臣に提出する場合に、これについて監事の意見を付するといふことが二点、それから三番目に、決算書類を大蔵大臣に提出するに際して監事の意見を付するといふことが三点でございす。

しかし、実際はすでに専売公社の内部規定によりまして——実質的に今度法律にはつきりと規定したのでございすけれども、いままでは法律に規定がありませんでしたけれども、監事の職務に関する内部規定によりまして同様なことを行なつてきております。

実際の実効はどうかと申しますと、監事監査の結果、たとえば三十九年度監査の結果でどういふ点を是正してはどうかという指摘を受けた事項が、六十五件ございす。その結果に基づきまして公社が改善措置をとりましたのが四十件、それから四十年年度の監査の結果、監事がこういう改善をしてはどうかという指摘をしたのが三十四件、そのうちすでに改善措置がとられたものは二十三件となつております。その指摘事項と改善措置との差は、監事の指摘、必ずしもそれが経営者から見て万全であるといふこともございす。で、理事者側に意見のある点は相互に検討しているという段階でございす。

したがって、現在までの監事の活動というものは、御質問よりは——よりはというよりも、実質的に非常な活動をしていてと考えていただいてもいいのではないかと申しております。

○竹本委員 その指摘事項改善措置の一つの例を一つ二つ言つてみてください。どの程度に実質的な機能を果たしておるか、その指摘事項を具体的に、例だけでけっこうでございすから。

○海堀政府委員 四十年年度の監事の指摘事項を二、三例をあげてみますと、一つは、年度末における支払事務の促進といふこと、これは具体的にこういう事例があつたではないか、あるいは事例があつたではないか、したがって、年度末といふのはどこでも決算期でございまして、関係会社にとりまして非常に経理の忙しい際でございす。その際に、勘定取りに行つても、ただ従来どおりの書類の回し方では各関係会社にも問題を起すおそれがあるから、促進をしてはどうかというふうな指摘がございす。これなんかは直ちに実行に移しているケースでございす。

それから、現在公社は設備の改善を非常に急いでおるわけでございす。設備の改善というのは、結局、近代的な設備を導入して、それによつて能率をあげているわけでございす。設備を入れる際には、ある公称能力といふものがございまして、こういう設備を入れれば、たとえば一分間二千回転のものを入れれば稼働率がどれだけだかという数字が出ておるわけでございす。ところが、現実に出た工場とこの工場ではこういうふうな能力にあるから、こういう点を直したらどうかというふうな指摘を受けまして、生産設備の公称能力と現実に出た能力との差、その原因を指摘しまして、それを矯正するといふふうなのが具体的な例でございす。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
ほかに何件数としては、非常に細部にわたつてございす。

○竹本委員 そこで、いま専売公社には監事さんが三名で、国鉄の監査委員会等の活動と比較した場合に差がございすか。あるいは、どういふ点に特色なり相違がございすか。

○海堀政府委員 国鉄の監査委員会と専売公社の監事の職務上の規定といひますか、する仕事の面ではほとんど差がございせん。ただ、国鉄は御存じのように、最近非常に基本的な問題を多々持つてまいりました。たとえば、先生御存じのように、新幹線の予算といふのは、初めは約二千億円で出されたのです。ところが、現実的にはあれは約四千億弱かかったわけですが、それだけ、つまり予算の二倍に結果的にはなつたものでございすから、国会でも大問題になりました。それにきまして、監査委員会を通じてその原因を究明する、これは国会でも論議になりましたように、非常に大きな問題が生まれて、それを監査委員会が究明するといふことが多々行なわれております。専売公社には、そういう非常に経営の基本に触れるような問題が現在のところ出ておりませんので、表面にあらわれたといひますか、世間の耳目に触れる

というふうな点では、監査委員会の活動が非常に活発に映つてゐるのではないかと感ぜられます。

○竹本委員 世間の耳目を騒がせるような問題がないといふことは、むしろけっこうなことではございすけれども、私は、そういう問題が表に出てからあとで監査委員会を取り上げるということではなくて、平素専売公社の全体のマネージメントそのものに、監査委員会がたゞ事後報告的な、あるいは書類を中心に検討するといふ程度のものでなく、やはりもう少し基本的な問題に取り組んで検討を加えるという姿が望ましいのではないかと、いまのは、まだ遠慮しておるというか、消極的であるというか、そういった点において、もう少し積極的に掘り下げた機能と使命を持つていいのではないかと申ひますが、いかがでございすか。

○海堀政府委員 専売公社ではございせん、大蔵省でございす。専売事業審議会という、むしろ前向きに専売事業の運営、専売事業のあり方というものについてどうあるべきかという委員会を持つておりまして、それが前向きな制度あるいは運営という点につきまして、月一回必ず合意をいたしました。論議を重ねております。したがって、その際にその専売事業審議会が専売事業の運営のあり方を検討するについては、監事の指摘事項その他は十分に参考をいたしてございす。必ず監査結果は監事から直接委員会に報告していただいております。で、専売事業審議会と監事の監査結果、それらを一体として専売事業の基本的な問題のあり方というものを検討しているのが現実でございす。

○竹本委員 希望として、その両者の機能がさらに前向きに積極的に進められるようにお願いいたしておきたいと思ひます。

次に、第二の問題に入りますが、専売公社の持つておる炭たばこの在庫は、現在どのくらいあつて、年々の増加率はどの程度のものでございすか。

○海堀政府委員 これは決算で見ますと非常に正確でございます。決算も持つてまいりましたので、いまちょっと決算書が出ないものでございますから、大体四十一年度の末でたなほろし資産全体——これは葉たばこだけではございませうが、たなほろし資産全体で約三千億円弱じやなからうかと思ひます。現在のところ、その三千億円のたなほろし資産が大体年々四百億円弱ふえていくというふうなのが現在の姿でございます。ただ、増加のテンポはやや鈍っていると考えていただいていいんじゃないかと思ひます。

○竹本委員 大体在庫量が二年分くらいということのようすけれども、二年分がはたして必要なのか、少ないのか、多いのか。要するに、適正在庫に対する基準といひますか、考え方はどんなものですか。

○海堀政府委員 適正在庫といふものは、大体平均して二年ぐらゐといふふうにいわれておりますが、適正在庫を二年と考へますと、やや多いといふふうに考へております。

○竹本委員 今後はどういふふうに持つていくお考えですか。

○海堀政府委員 たばこの売れ行きは数量の伸びといふものがこの在庫量に關係するわけでございますが、数量の伸びは、現在のところ一時よりは多少鈍化している、大体六%弱、五%と六%の間ぐらゐのところになっております。それに対しては、現在専売公社としましては、当分の間国内の葉たばこの作付面積を据え置き、さらに、できれば少し無理をしないで減反をして適正在庫へ持つていきたいといふふうに努力いたしております。

○竹本委員 今度の改正の第一点で、資金手当ての問題とかいろいろの問題は、みな、どの程度に在庫を持つたかといふことで關係してくると思ひますけれども、普通常識的に考へると、二年分といふのは、いまもお話ありましたけれども、少し多過ぎる。そういうことをするから、むしろ資金繰りも苦しくなるし、いろいろ矛盾が出てくるのではないかと思ひますが、ひとつ、總裁のほうの

お考えを承りたいと思ひます。

○東海林説明員 いまの適正在庫の問題でありますけれども、大体二十四カ月、これは熟成度の關係でそれくらいの間を置かないといへないということになっております。ただ、種類によりましては三十カ月以上の在庫のものもございします。そういうものは今後調整していきたいと考えておりますが、逆に熟成度の期間を短縮する方法がないか、これは研究所あたりでも鋭意つとめておりますけれども、現在のところでは、はっきりした方法が実施するまでには至つておらないというのが実情でございます。したがつて、これは国内産業の、先ほどもお話がありましたように、作付面積といふものは今年度と昨年と同じように八万七千四百五十ヘクタールといふことで据え置いておりますが、それを品質の向上といふことでやつていきますと、大体順次そういうような適正在庫に近づいて、こういうふうな考へております。したがつて、いまの状態で、特にこれが伸びていくから資金を圧迫するといふようなことは、これは順次売上げが伸びておりますから、在庫もふえることはこれは当然であります。その面での資金の圧迫は当然にある、こういうふうな考へます。

○竹本委員 全体としての公社の運営の効率化を特に要望いたしまして、以上で、質問を終ります。

○毛利委員長代理 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後二時十分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 専売局でも公社でも毎年いろいろな計画を検討されておりますが、四十二年度以降のいわゆる長期計画と専売公社内でいわれております計画について、詳細にわたつては時間を要し

ますので、ひとつ概要を御説明していただきたい。

○高村説明員 公社におきましては、昭和三十六年以来、長期の期間にわたります事業計画をつくつて、施設の合理化あるいは人員配置の計画化、それから葉たばこ生産の計画化といったようなことをやつてまいつております。毎年、実勢にかんがみまして検討を重ねながら改定をやつてまいつております。

昭和四十一年度のたばこ事業に關します長期計画は、四十一年度を基点といたしまして、四十七年度までの期間につきまして策定をいたしております。

その基本的なことを何点か申し上げますと、計画の基礎になります将来の販売の計画数量でございますが、これは年々御承知のように消費数量が伸びてまいつておりますが、これを従来の実績等から推測をいたしまして、一応年率六・六%の増加がこの期間には平均的にあるという計画にいたしております。それに必要な葉たばこの生産を確保すると同時に、一面、たばこの銘柄の増加に伴ひまして、必要な外葉の輸入を計画いたしております。

一方、これだけの消費数量をまかないますための生産工場におきましては、この生産の面でございますが、これはそれに必要な設備改良を逐次増強してまいらるわけでございますけれども、その増強の推移と併行いたしまして、新しい能率の高い機械を導入しますことによつて生産の効率を高めてまいりますと同時に、御案内のスレッシング方式という新しい原料処理の方式を導入いたしまして製品の品質を高めてまいり、同時に、需要の動向に即応いたしまして、フィルター製品の供給割合を逐次増加をさせてまいり、そういうことを基本といたしまして、数字は一々申し上げませんが、計画を立てておるような次第でございます。

なお、四十一年度の長期計画をつくりまして、あと、その後の推移を観察いたしまして、その実績等を勘案し、逐次改定作業をその後も行なつて

おります。

○只松委員 順次お聞きいたしますが、その中のまず一点として、そういうふうな設備の改良等が行なわれますと、当然に人事の異動あるいは人員の減少等がはかれると思ひます。人員の減少等の計画はいかがでございますか。

○高村説明員 直接製造に従事いたします従業員の数につきましては、特段減少は計画をいたしておりません。製造数量の増加は、先ほど申しました新鋭機械を導入することによりまして生産効率を高めるといふ方法で、原則として現有勢力でもつてそれだけの生産をまかなつていくという基本方針に従つて計画をいたしております。

○只松委員 しかし、あなたのほうの計画を見ましても、あるいは現実に郡山で新しい機械が導入された、そういうことの実施状況等を聞きまして、たとえば、いま郡山で五百人ぐらゐの職員がおります。ここで三十億本ぐらゐの製造を予定して、四百五十名、五十名ぐらゐ減らす、こういう問題が具体的に起つてきておられます。これが、あなたが言われるように、四十七年度まで長期的な計画を実施する、こういうことになれば、あなたのほうとしては、人員についてひとつも触れてないといふのはうそになりはしませんか。

○高村説明員 毎年自然に退職者がございします。高齢でやめまします者もございします。そのほかにも途中で退職を志す者がございしますが、そういうものは、これは工場によつて違ひますが、ある程度は補充をしないで、自然減による全体の数の削減のままに推移をまかせておいて、一方、新鋭機械の導入によつて能力をふやして、一定の期間内に人員が減るということはある得るわけでございます。

○只松委員 これは、使われているその労働者側にとりましては定数が減るわけですから——強制退職はさせないけれども、新規採用しないとい

うことになれば、当然に定数が減ってくる、こういうことになるわけですね。だから、この計画に伴って、やはり定数なら定数を減らす、あるいはふやさない——あなたたちの考え方からすればふやさない、こういうことになりませんが、そういうことはやはり表示すべきです。こういうことであらためて聞けば、こういうふうな定数を減らすというふうにお答えになるのが当然かと思うのです。それでは、定数を減らすのだ、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○高村説明員 これは年度によって若干の傾向の違いはございます。少しこまかいことになりましたが、実は、この当面二、三年間は、これまで建設しました工場の規模がかなり大きゅうございます。それに比べて、比較的販売の伸びがそのテンポを下回るといふような趨勢がございますので、この二、三年間は若干製造関係職員の自然減を当てにいたしまして、総体の人員は少し——退職を強制するわけではもちろんございませんが、少し総体の人員を減らしていくというふうな必要が当面ございますが、二、三年経過いたしましたあとは、大体原則に戻りまして同一規模の人員でやっていく、ということとは、二、三年経過しましたあとは、自然退職に相当する人、あるいはその一部になるかもしれませんが、ある程度補充してまいるというふうな計画にいたしております。

○只松委員 およそその数はどのくらいですか。

○高村説明員 総数が大体四万二千六百名程度でございますが、この二、三年のうちに五百名程度は、できたら自然減の範囲内で減らしてまいりたい、それが実現いたしますと、四十四年、再来年ころからは大体いまの計画では横ばいになるというふうな数字に作業はなっております。

○只松委員 たとえば、組合の機関紙を見まして、四十七年度までに総人員で千五百九十五名減員の検討案が出されておる、こういうことが出ております。これは専売の組合のことですから、そうであらうかと思いますが、これなら約三分の一くらいですが、あなたの発表はそういうことにな

るのですが、組合員はいささか杞憂にすぎると、オーバーで、あなたたちのほうが正しい、こういうことですか。

○高村説明員 ただいま説明申し上げましたのは、四十一年長計の数字に基づいて申し上げましたが、一年前、四十一年の長計の数字を見ますと、計画の当初と最終年次の間にその程度の開きが、減少があるようでございますが、組合のほうから聞き及ぶになりました千五百名はどういう意味でありますか、ちょっといまのところつまびらかでございませぬが、それだけ製造職員を減らすというつもりで申し上げるといふケースはございません。

○只松委員 製造関係だけで——あとでまた販売とかなんとか、合理化の問題は聞いていきますが、製造関係でこれだけの、千五百九十五名の減員の検討案というものがすでに出ておる、こういうふうに出しておられるわけですか、これは一般に印刷し出されておられるわけですか、私はそうであらうかと思つておるのです。だから、いや、それはそれで、組合側がオーバーだ、杞憂にすぎぬので、それほどの計画はありません、五百名前後です、こうおっしゃるならさつちのほうがいいわけですね、ただ、あなたのほうでございませぬ、その正しのか、組合側の杞憂にすぎぬのかどうですか、そこを聞いておるので

○高村説明員 総体の人員について御説明申し上げましたが、当面、この二、三年の間に若干総体の人員を減らしたほうが都合がよいというふうな状態にあることは事実でございます。これは実際売れ行きがどうなるかによつてかなりそこらは違つてまいるわけでございますけれども、労働組合との話の場面におきまして、売れ行きが満足な状態でない場合、たとえば四十二年度あたりでかなり過員になる計算も出てくるので、それに対して何らかの手を打つ必要も出てくるかもしれない、しかし、これは将来の販売促進等による販売の伸びとか、あるいは実際の作業のいろいろな基

準の問題とか、いろいろ関連し合う問題でございまして、何も千五百名を、一応の計算があるとしてしまつても、それを減らすというふうな提案をした記憶はございません。売れ行きが悪ければかなり過員になつてくる危険性があるというふうな説明は、折衝の過程でいたしておることでございませぬ。

○只松委員 皆さん方の当初の計画案の伸び率は、大体七割くらいであつたわけですね。ところが、いま説明があつたように六・六割に落ちてゐる。実際上は、本年度あたりだつて売れ行きが減つて六割を割つておるでしょう。これは六割いくかいかないか、こういうことでしょう。来年はどうなるかと聞きますが、値上げをすることにすれば、さらに相当大幅にダウンになる、こういうことですね。だから、そういうことを前提として人員の問題に入っていくということがほんとうかと思つておるのですが、そうじゃなくて、それはおいおいあとで聞いていくことにいたしますが、そういうことは一切抜きにしても、これだけの案が一応公社内で検討されている、こういうことですか、職員の人はいへんに心配をしておりますから、まずその問題をただしておこうと聞いているのです。だから、確かに来年三割くらいに落ちないで、来年一〇割ぐらゐの伸びののだというならば、減らす必要はない、ふやすことも出てくる。しかし、それは空理空論であつて、これは六割を割るだろう、そういうこと前提にしてこういうことをなされるのですかというのを聞いておるので

○高村説明員 四十一年長計では年率平均して六・六割の伸びを前提に計画をいたしておりますが、その長計策定後の売れ行きが思うように六・六割まで伸びておらないというふうな事実は御指摘のとおりでございます。また、将来を見通しました場合に、販売の伸びにいろいろな悪い影響を与えるファクターも出てまいる心配もございませぬで、これをかなり下回るような情勢になつたときには、事業全般にどういふ影響が出てくるかというふうなことを中間的に検討をいたしております。

す。中間的な検討でございませぬので結論とは申せませんが、そういう検討はもちろんいたしております。そうした検討と、先ほど御指摘になりました組合との話の過程で出てまいつた人員の問題等も、あるいは関連をいたしているのではないかと、私は折衝の場面自体存じまないのでわかりませんが、あるいはそういう検討との関連があるのではないかと、いふふうな推測をいたします。

○只松委員 そのほか、たとえば葉たばこ生産の合理化のために、四反以下の零細耕作者を切り捨てる、あるいは収納作業場を統合して小さいところを廃止する、こういうことをおやりになつてゐる。これはあとで広瀬君等が聞くとお聞きするけれども、いわゆる葉たばこ生産者に対する合理化の影響を及ぼしてゐる。あるいは製造工場におきましても、いまちょっとお話がありましたように、新規機械の導入、こういうことによつて事実上人員を減らしていく、いろいろな職場の作業の強化、こういうことをもたらしていく、こういうことがいろいろ計画されておるわけですね。あるいは販売の面におきまして、委託輸送の拡大、あるいはまたノルマ制度といふものか、営業課というふうなものの新設して、営業員といふものか、セルルス——これもあとで聞きますけれども、自由競争でないたばこをセルルスをしてどうやって販売を伸ばすのか、職員間でいろいろ問題が出てきているようでございますけれども、そういう職員に対する強制的な割り当て、こういうものがいわゆる合理化の一環として各部署にあらわれてきてゐるわけですね。

公社の長期計画案というものは、私は一、二例を引いて示したけれども、そういう内容を持つものでありますかどうか。これはこまかい問題、具体的な問題であると同時に、基本的な問題でもありますので、ひとつ總裁のほうからもお答えいただきたい。

○東海林説明員 いま耕作者の問題と小売り店の問題を御指摘になりましたが、耕作者に対しまし

では、御承知のとおりこの四十二年度の耕作面積は八万七千四百五十ヘクタールで据え置きになりました。据え置きにしましたけれども、一人当たりの耕作反別というものは非常にふえております。ということとは、私のほうが合理化促進ということではないのであります。これは、いまのたばこだけじゃございませんけれども、農業人口が減つてまいります。したがって、そういうような作付面積が広がっていかないと仕事にならないという面が、たばこの面でもあらわれてきておるといふことなものであります。その点は耕作人口が確かに減つていくことは事実でございます。

それから、小売り店の問題につきましては、いまノルマというお話がございましたけれども、私のはうでは小売り店に対してノルマを課している事実はございません。ノルマと考えられますのは、小売り店を指定する場合に何級地で大体どれくらい売れるということが一つの目安になっておりますので、その標準を果たすようにということなものであります。いま小売り店の整備をやっておりますのは、そういうような注目の販売と生産とのバランスをとろうということ、いわゆる計画生産に持つていくためにはそういうような小売り店の計画販売が必要であるという意味のことをいまやっております。それが、あるいは小売り店のほうにとりまして、何かノルマを与えられたように考えられておるかもしませんが、これは、私のほうの方針ではノルマと考えているわけじゃございません。

それから、たとえば耕作者の収納所の統合の問題であります。この問題にも触れられておりますけれども、御承知のように、収納所というものは非常に数が多い。おそらく只松さん御存じだろうと思いますが、いなかのほうに行きますと、馬係所という、馬をつないだところというような形式を備えている収納所がいまだに残っております。しかし、最近のように交通事情が非常に発達してまいりまして、なおかつ道路が非常に整備されて、馬で運んだものが自動車になっておるといふことに

なりますと、そういうところを統合する必要があるのではないか、そして、もっと設備のいいものをつくつたらどうか、こういうことを耕作者の皆さんに呼びかけておるわけなんでありまして。それは耕作者の側からの何であつて、専売公社としましては、決して無理やりにいままでの収納所を統合しようという考えではございません。むしろ耕作者の便をはかつて、そういうような統合をしたかどうかというふうなことの呼びかけをしていくのであります。それから、地方によりまして非常に多いの設備をある地方に集めてきまして、その収納所の設備を非常によくしようということが、いま行なつていく段階でございます。これは、地方によりましては、いろいろな関係で、収納所の統合とありまして、私どもは強制的に統合しようという考えはございません。

大体その程度だつたと思ひますが、ほかにございましたら……

○只松委員 さつき製造のパーセンテージはお触れになりませんでしたけれども、皆さん方の計画によれば、製造は大体年一〇％伸びるということになっておるわけでしょう。ところが、なかなか売れないから實際上、下げてきているわけなんだけれども、しかし、そういう新規設備の導入等によりまして製造は加速度的にふえておる。さういふことですから、勢い倉庫にはたばこが余つてくる、こういう現象がいま出てきておるのですね。

そこで、いまは小売り店のことを——あとで聞きますけれども、聞いたのじゃなくて、いわゆる営業課というふうなものをとることによって新設したり、あるいは営業員というものを置いて、さうして、皆さん方の目から見れば強制的であるかないかわかりませんが、職員側から見れば、相当強制的に、ノルマ的に一定の割合を設けて小売り店に押しつけてくる。自動車とかなんとか、各社があつて、A社B社がセルスマンを置いて激しい競争をする、そして自社のものを売りつける

というなら、これはわかりました。しかし、こういう嗜好品でありますし、それから独占企業のこういうもの——吸うなと言つても、それをやめるのはなかなかだし、吸わない者に吸えと言つても、それはどじやない。皆さん方手品か何か、いい知恵でもお持ちか、手段をお持ちかどうか知りませうけれども、職員によけいに売つていこうというのを相当強くいま指向されておる。計画をされておる。そういうことございせんか、どうです。そういう職員の中からは、そういうことに對する、たとえば私の地元の太官等では、さういうことをめぐつて相当激しく職員と皆さん方の側において、争いというか、ビラを張つたり何かしたりして、問題が生じたことは事実です。また、現に生じておりますね。さういふことに関してどういうふうにお考えになりますか。

○東海林説明員 先ほど申し上げましたように、小売り店に対するノルマという考えはございませうし、それによつて職員のほうにノルマを与えてあるということはないと思ひますが、ただ、職員が販売の業務でいまやつておるということは、いまの販売のあれからいきましたと、計画生産をやろうというには、的確にどれだけ売れるかというこの目安がつかなければこれはできないわけなんです。さういふ意味での特約店の相談相手、小売り店の相談相手、それと販売拡大に對する、どういふような方法で拡大するかという御相談に應ずるといふ意味でお伺ひしているのだと思ひますので、職員に對するノルマということはないと思ひます。私は聞いておりません。

○只松委員 なければつこうな話ですが、皆さん方のその計画によれば、いま言うように営業課を新設する、こういうふうなことをはかつて、そこに一定の区域を設けたり、まあ区域を設けるのはいいとしても、区域を設けると、当然そこに一定の本数を割り当てて売りつけていく、こういう形をとらうという計画が、これは現に具体的に問題になっておるものでありますが、総裁はないとおっしゃるかもしれませんが、職員の中には現実に

問題になってきておるわけでありまして。さういふふうには、製造能力はふえてきた、また、販売体制その他も強化されてきておる、ところが、国民のたばこを吸う率がそれほど伸びない、こういうことで——これだけじゃありませんけれども、ほかの国家財政とも関連してまいりませうけれども、皆さん方の計画によりまして、大体四十三年度に値上げする、したがって、四十三年度、明年度は伸び率が三・二％前後に落ちるだらう、さういふ策定に基づいて作業が進められておるやに聞いております。そのとおりですか。

○東海林説明員 税制調査会のほうから出た問題で、きょうも午前中いろいろお話出ましたけれども、値上げの問題は、一応ああいうふうな御意見が出ております。それに対する試算は当然私のほうでもしておりますが、しかし、いまの長計の線にさういふものを織り込んでいくということは、私のほうではしておりません。ということは、これはまだ値上げするということがきまつたわけじゃございませんし、しかし私のほうとしては、かりに値上げをした場合にはどうなるかということとは、これはもちろん検討すべき事柄でございますので、さういふ場合を想定した計画というものは、内部では検討しておりますが、その点は外部にそれが出ておるといふことはございせん。したがって、いまの御質問のように、さういふものを織り込んで三・五％しかふえないんだというふうな計画で、いまの四十三年度の計画を立てておるわけではございません。

○只松委員 それでは、さういふふうな試算を内部的にされたことはある、さういふことですね。

○東海林説明員 ええ、これはいたしてあります。

○只松委員 そういたしますと、専売公社の意向としては、できるならば明年は上げてもらいたい、さういふ意向だ、さういふふうには解してまいりませんか。

○東海林説明員 それは全然違ふんじやございせんか。ただ、さういふふうな意見があつたか

ら、そういうような場合には、その場になつてい
るんな計画を立てるという事は、これは私のほ
うとしては非常な手落ちになるわけなんで、そう
いふ場合にはどうなるかという事の想定は、当
事者として当然考えておくべきだと思います。し
かし、そういうことを考えるから値上げを希望し
ているのだということにはならぬだろうと私は思
います。

○只松委員 なるかならないかは別に、希望
してありますか。これは本年度から値上げといふこ
とを一応意思表示されたわけでしょう。それだけ
れども、国会なり国民の反対の世論が強い、こう
いふことで、税調にまで若干反映していったわ
けですから、税調に反映したという事は、政府
当局の専売公社あたりが一つのサゼスチョンもな
くて、常識で私たちが知っておる限りにおいて
も、突如として税調に出てくる道理はないと思
います。ないならない——ないほうがけつこうです
から、否定される限りは、来年度も値上げしない
とここで宣言されればそれに越したことはないか
ら、それでいいのです。ただ指図、その他皆さん
方の内部情勢を見ると、どうもやはり上げる可
能性が強いんじゃないか。これはやむを得ぬ、来
年は上げなければならぬ、こういうことじゃない
だらうかと思つて私聞いておるわけです。ないな
らぬで、けつこうですよ。はつきり言つてくだ
さい。

○東海林説明員 ただいまのお話は、何か私のほ
うから値上げの案を出したように聞こえますけれ
ども、そういうことは全然ございません。

○只松委員 小沢さん、どうです。

○小沢政府委員 私どものほうからも、値上げを
やるようなイニシアチブをとった覚えはござい
ません。

○只松委員 では、大蔵省、専売公社としては、
明年度も値上げする意思はない、こういうふう
に私のほうとしては了解してよろしうございま
すか。

○小沢政府委員 私どもは、来年上げるか上げな
いか、また、そういうことについても一切議論し
たことはございませんので、いま来年上げないか
と言われましても、そのとおりであるとも言え
ませんし、しからば、上げることを考えているの
かと言われましても、それは私どもが、いや、そう
いふことはございせん、と申し上げるので、いまの
ところは、値上げの問題については全く白紙でござ
います。

○只松委員 ナマズ問答をしてもしかたがありま
せんから話を進めますが、そういうことで、一つの
長期計画の中には、来年度の値上げといふことを
前提にしたいろいろな形の作業が進められておる
ところが、一般的になかなか国民の需要がそんな
に伸びていかないし、またいく見通しも少ないよ
うです。

それで、たとえば新製品をつくつたり何した
り、いろいろなことをして需要を伸ばすようにし
ておりますけれども、小売りの問題に——最後
は国民に接する、国民に販売する場合には小売
店になるわけですが、私たちがいろいろ小売り
の新設を要望したり、あるいは私のところの草加
団地や何かのように、非常に膨大な団地ができてお
りまして、ほとんどが東京通勤者で、朝早くて夜お
そい。こういうところに公団指定の売店が二軒か
三軒できる。こういうところは朝おそくて夜早く
店を締めますからたばこを売れない、こういうこ
とになりますね。こういうところにもつと許可し
たらどうだ、あるいは、公団は確かにいわゆる民間
の私有家屋ではないから許可基準というものはき
めてむずかしいであらうけれども、何らかの便
法を講じたらどうだろう、あるいは機械なんかど
んどん据えたらどうだろう、こういうことを言
まして、管理がどうかとかどうかとおつしや
つて、一向になさらない。日本人だから、草加で買
わなくても、東京でもどこでも、電車のホームで買
う、こういう態度でしようけれども、職員にそれ
だけのノルマを押しつけ、あるいは地域の人から
は新規開設の希望があつても、そういうものは官

僚的に許可しない。きわめて官僚的ですよ、たば
こ小売店の許可については。私もたくさん頼ん
でおるからそれはよく知つておりますよ。そう
いふのはなかなか許可しない。距離が近い、あ
るいは売り上げが少ない、見通しが立たない、そ
うしておいて、何か職員だけにノルマを課する、ある
いは、配達をするのがめんどうだから委託販売を
する、こういうことです。何か、そういう専売公社
のやり方を見ておりますと、たとえば三菱重工だ
とか住友とか、こういう大きなメーカーが重工業品
をつくるのではなくて、一般国民に直結する消費
物資をつくつておるわけですから、そうするなら
ば、その末端の小売り店からサービスまで考へて
専売公社はその営業を営んでいく必要があると思
います。ところが、職員の段階までは、小売店
許可基準まではきわめて官僚的ですよ。何か一生懸
命やつておるけれども、肝心の小売りをやる、国民
と接触する面に至つては、何か門戸を閉ざしてし
まつて、みづからそれを少なくしよう、こういう
ことをなさつておるように私たちは見受けま
すね。草加団地、あれだけ膨大なところに見受けま
す。春日部団地も埼玉県にできておりますけれど
も、こういう団地が社会構造の変化に伴つてでき
てくる。この辺に三十何階建てのビルができてお
りますね。こういうところは一階だけに販売店を
置いてもだめなんです。出張販売は多少ゆるめ
るようになっておるようです。出張販売は多少ゆる
めるといいと思います。こういう地域社会あるいは
建物一つの構造の変化に伴つて、そういう販売の、
セールのしかたというものは当然異なつてくべ
きだと思ひます。私は前からそういうことを皆さ
んに言つておる。ところが一向にそういうことに
ついては研究されないうしやう。されたなら、ひ
とつ御報告をいただきたいのです。皆さん方が突
に計画をお持ちになつておられますか。

○東海林説明員 この前、たしかそういうお尋ね
があつたと思ひますけれども、小売店の許可基

準については、従来の考え方を、非常に柔軟性を
持ったやり方にしようといふことをお答えしたと
思ひますし、現実にはいろいろ何級地、何級地と
分かれておりました、距離制の制限もございま
すが、いまおつしやつたように、構造が非常に変化
しておりますし、交通事情も変わつておりますか
ら、そういう点につきましては、最近の傾向とい
つたしましては、その点は大幅にゆるめていこう
といふ考え方でやつております。したがつて、今後
のそういう指定基準や何かについてはいままでの
ような苦情がないだろうと大いに期待してござ
いますし、一方、公団なんかの場合には、公団のほうで
なかなか許可しないという面もありまして、その
点につきましては自動販売機を併用する、それか
ら、時間の短縮によりまして長時間小売店で販
売するというわけにいかないところが多くなつて
まいりますから、そういう点についての対策をど
うするか。実はいま販売委員会をこしらえて、従
来のやり方を一歩前進させようといふことで発足
されておりますので、近い将来にいま御質問のあ
りました点は大幅に改善されていくものと私は期
待しております。

○只松委員 近い将来と言つて、私は三年前から
大体これと同じことを言つてゐるのです。それ
で、その後見ておられますけれども、草加の団地に
一カ所か二カ所の販売機械が置かれたといふこと
を聞いておりますが、あれだけの広いところに一
カ所や二カ所置いたつてどうにもなるものじゃあ
りませんよ。そのことはまたあとで聞きますけれ
ども、まあ埼玉、千葉、神奈川のように、東京に
通勤する人口が埼玉は三十五万人、たばこの販売
本数が地方の財政計画の基礎に置かれております
ね。こういう場合に、いわゆる朝六時から七時ご
ろ起きて東京に通勤する、たばこ屋は起きておら
ない、夕方八時、九時、十時ごろだ。この中にも
おそらくたくさんそういう団地からお通ひになつ
てゐる方や郊外から通勤されてゐる方があると思
うのです。ホームに飛び込んでそこで一服という
わけにいかないのです、がまんして電車に乗つて東

京で買う、こういうことになりますと、いわゆる学校教育から、し尿処理、すべて埼玉なり千葉なりがやって、たばこ益金からくるそういう財政需要の基本的には東京にやるようになる、こういうことが起こってくるわけですね。ただ単に、皆さん方がやっておられることは、たばこの販売、のむのまない、消費量が增大する、減少するという問題だけにどまらないうで、そういう問題にもずっと影響を及ぼしてくるのです。そういうこともあって、私は近郊都市から出てくる議員の一員として、こういう地方財政のあり方とも関連して、ひとつ、これは早朝に開くと言っているから、早朝に開く店を許可してくれないか、あるいは、こういう団地に対してはもっと機械設備を置いていただろうか、こういうことを言っているけれども、なかなかそういうことがなされないのです。いま近い将来ということをおっしゃいましたけれども、これはいつも言うように、ものの見方によつては、一年も近い将来、五年も近い将来です。そういうことをいつからやるお考えですか。

○東海林説明員 近い将来と申し上げましたのは、そういうやることの方針をきめておりまして、一部は実施しております。ですから、これから順次お説の方向に実現するものと答えてもよろうかと思ひます。

○只松委員 それから、専売公社等では役員も大蔵省からいろいろ出向しておる、あるいは天下っておるわけですから、たばこの機械ぐらゐ置け、こうおっしゃれば、私はそうぐずぐず言わないと思うのです。私は、あなたの方の熱意がなかったから置かなかつた、こういうふうには理解しますね。だからどうです、それだけ言つても公社で聞きませんか、大蔵省、そんな権威もないですか。やつたことがあるのですか、ないのですか。

○斎藤説明員 団地の問題につきましては、ただいま只松先生御指摘のような実態が方々にあります。一口に団地と申しましても、住宅公園のものもございますし、それから地方公共団体のものもございます。各それぞれに応じて、先般先生

から御指摘のございましたこともございまして、いろいろと話はしております。最近でございましたものにつきましては、そういうことで自動販売機も設置しました。それから、私のほうでいたしまして、一般の指定のものさしと申しますか、それによらないで、距離だとかなんとかあまりやかましく申しませんでやってみるということにいたしております。ただ、そういうことをやりましてもなかなか限度がございまして、この方向はそれとして、いろいろ今後折衝を続けていきたいというふうに考えております。

それから東京付近のいわゆるベッドタウンと申しますか、それには、いままきに先生のおっしゃいましたような事情がございまして、神奈川県、埼玉県、千葉県あたり、非常に人口がふえてきておられます。小売りの店のふえ方も、全国平均に比べては、全国のおふえ方に対しては倍くらいになつておると思ひますけれども、どうも、のむ人口のふえ方のほうが少し先についております。したがって、小売りの屋さんの数が相対的にちよつと少ないんじゃないか、その辺のところも検討いたしまして、できるだけ消費者の皆さまに御不便のないようなことを考えております。

○只松委員 それから、同じ販売のことに關しまして消費税の問題が起るわけですね。たとえば、小さい市がいたくさんできておられます。いまのことと関連するわけですね。小さい市ができて、駅がない。たとえば私のところの与野市なん、その土地は浦和市なんです。与野市に所属する駅がない。与野駅で幾らたばこを買つても、さつき言うように、地域で許可しない。バスで送り迎えますから、自分の団地では起きていないし、駅で買う。その駅で買ったばこは浦和市に金が行くのです。そこは浦和ですから。上尾を一つ例にとつてみますと、上尾に原市団地ができて、ここからはとバスで送る。どこに送るかとい

うと、東大宮に送るのです。上尾市に住んで、上尾市の市政下にありながら、たばこ消費税はほとんど大宮市に落ちるわけですね。消費税の場合もそうだし、いろいろな還付金や何か、それから交付金の基準に使用されてくるたばこの本数というの、確かに県と県を見ればそういうことが言えるが、こういうものは何十万という人間、通勤者だ、けで三十五万、それからいろいろな形で出ているのはおそろしく何十万とあるわけですが、こういうものを換算すると、単に県と県だけの本数、あるいはその地域における消費税というものは、これは大きな誤差が生じてきているのです。団地のようなものがばこつと何千戸とできて、そこから駅にバスで通勤するということになれば、今後はおさら顕著にそういう傾向が出てくる。地域はその市にあるけれども、隣の駅のほうが近い、こういうことで、自動車会社は近いところをバスを走らせる。こういうことについては、具体的にAとBという市に人が明らかに消費しては、具体的にAとBという市に駅があつても、これは何らかは正するなり何なりすべきだと私は思ふのです。あるいは別個にこういうものを考えなければならぬ。これは大蔵省と自治省に――私はきょう自治省を呼んでおらなかつたですが、大蔵省当局は、財政需要の基準になる点と関連して自治省側と相談して、特に顕著にあるそういう点――まあこまかいところはいろいろあると思ひますが、顕著にあるところはやはり地元各市町村なり県の意向を聞いて修正すべきだ、これが私は正しい行政のあり方だと思ひます。そういうふうにお考えになりませんか。

○海城政府委員 いまおっしゃいましたように、たとえば、ある市町村の住民がたばこを他の市町村で買う、それで、たばこ消費税は全国平均単価をとつておられますけれども、あと、それに売り上げ本数をかけるのですから、そういう不均衡が出てくる、たばこ消費税の面から見ればそういう不均衡は確かに存在しているだらうと思ひます。

それをどういうふうな合理化するかといへば、いろいろ案があるかと思ひます。たとえば住民の数が割るとか、それから、もっと飛躍すれば、国税のような形にまで持つてくるとか、いろいろな考え方があるかと思ふのですが、その問題は、それぞれ得になる県、損になる県があるし、ある意味においては得になる市、町、損になる市、町があるもので、直接には大蔵省と自治省の話し合いで合理化を将来はかつていかなければならぬかと思ひます。

ただ、その不均衡が直ちにそのまま地方財政に対する不均衡になつていくかといふと、それはそうなつておりませんでして、御存じのとおり、交付税交付のときには、基準財政需要額をばじまして、それから基準財政収入額を引きまして、その差額を交付税の形で出すわけですが、その基準財政収入にはたばこ消費税の大部分を基準財政収入として算入しまして差引いておられますので、たとえば、たばこ消費税で多く入る市はそれだけ交付税が少なくなるというふうな操作によりまして均衡をはかつていくというものが現実でございまして、ただ、それは申しまして、現在のたばこ消費税が全く合理的であるかどうかという点には問題があるかと思ひますので、今後とも自治省と相談していきたいと思ひます。

○只松委員 その基本は、私は地元でたばこを買うというところに置くのが正しいのじゃないかと思ひます。そういう意味で、さつき小売りの店をもう少し安易に開設してはどうかと言つたわけですが、団地や何かでそういうふうな集团的に他の駅へ移動していく、こういう社会形態、住居のあり方の変遷に伴つてそういうものに対応するやり方をすべきだと思ひます。ここに団地の中に住んでいる人はおいでになりませんか。とにかく朝開店はおそいのです。それで夕方しまうのは早いんじゃないですか。そういうところへたばこを預けてあるわけですね。しかし、主人はそうでなくて、朝早く出て夕方おそく帰ってくるわけですから、こう

いうことで、地元ではたばこをだんだん買わなくなる。これはまた一つの習性で、東京なら東京のある店、あるいは電車に乗るときに買ひ習性がついている人はそこで買うようになりますから、地元でおそく帰つてもたばこがあるということになればそこで買うのですよ。ですから、今後ぜひそういう地方財政の面も考えて——私のところの市町村長や何かはそういう要望をしておる。あなたは大蔵委員をしてのだから、ひとつ何かそういう点はもう少し公平にやってくれ、学校教育だとか、し尿処理だとか、そういう面だけわれわれに受け持たせて、金をくれないのでは弱つてしまふという要望が相当強いのですよ。皆さん方もそういう責任の一端を負つておられるわけですから、ぜひひとつ正をしていただきたい。

それから最後に、これは臨時行政調査会であつたのですか、太田さん等が発言した問題でございませうが、塩業、塩の専売を民間に移したらどうかとか、なんとかいろいろ議論がございましたけれども、この問題について、その後皆さん方のほうで御検討になっておりますか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○東海林説明員 この間新聞にも出ましたので承知をしておりますけれども、あれは三十九年の臨時行政調査会の答申の一端になっておりますので、塩の専売を廃止するかどうかということは、私はこの前確かこの決算委員会で申し上げたと思ひますが、現在の状態では塩の専売を廃止するということは、私としては好ましくない、つまり、専売は廃止すべきでないということを私の個人の意見として申し上げておいたのでありますが、それはどういふことかと申しますと、三十九年の答申の時分にもいろいろ専売公社あるいは大蔵省側としての意見が出ておりますけれども、その事情はいまも変わっておりませんが、ただ、私が現在の時点において申し上げましたのは、その当時と現在とは塩の情勢が非常に変わつておるといふことなものであります。

御承知のように、今年度、四十二年度の計画に

よりまして、四百五十万トンという大量の外国塩を買つております。内国塩は限度量一ばいであるといつたにしても九十二万五千トン、この四百五十万トンの塩を買うというところは、諸外国の例をとつてみましても、これだけの大量の塩を買つてゐる国はないわけでありまして、この中で、もちろんソーダ工業が四百七十七万トンを占めておりますけれども、これがいま、御承知のとおり、たとへばスエズの問題が長引くといつたしますと、アメリカ塩に依存する度合いが最近少なくなつてはおりますけれども、そういうものが非常に大きな影響を与えるというところは、皆さん方御承知のとおりだと思ひます。食料塩は、九十二万五千トンの中でほんとうに純粋な食料塩というのは五十万トンにすぎませんけれども、これは何といつても国民の非常な貴重な食料品になりますために、これを公平に配分する、あるいは価格が一定価格で配給するといふことになりまして、これを製造の面におきましても配給の面におきましても、いささかでも混乱させることが好ましくないことは皆さんにもおわかり願ひするのじやないかと思ひます。

ります。その上に、最近外国塩が非常に値段が安い、こういふおられますが、事実、外国塩は国内塩に比べますと相当の値開きがございます。ございまして、最近のイオン交換樹脂膜法の製法によつてきたといふことは事実でありますし、これの見きわめがつくのは、あるいはまだ二、三年かかるかもしれせんけれども、そういうような安定した日本製の製塩というものが確立された上ではなければ、私は専売制度というものは必ずすべきじやないといふ考えを持つておるわけなのであります。

なお時間がございましていろいろ詳しいことを申し上げたいと思ひますが、そういう事情で、私は現在の専売制度というものは廃止すべきじやない、かように考えております。

○只松委員 いまのお話はわかりましたが、たばこの問題で一つ、聞くというよりも意見になりま

と思ひます。先ほど聞きましたように、来年はまだ白紙だが、本年は値上げをしない、当分は値上げをする意思はない、こういうお答えでございしましたが、實際上、新しく出てまいるたばこの価格を見ますと——前はこの大蔵委員会で形だけの了承ということとを求められておつたわけですが、今度専売公社で自主的にきめることができる、こういうふうになりましてから、大体平均いたしまして、今度二六・三前後の値上げ案が予測されるわけですね。しかし、現在でも新規のものは、高いので四〇%、普通品でも一四%程度、いわゆる新しいものは実質上もう値が上がつておる、こういうことになるわけでございますが、幾ら本委員会において了承を得る必要がなくなつたといつても、あるいは値上げをしないと、こうおっしゃつても、新規品だけこうやって、主として高級品ですが値上げになつてゐるものがある。こういうこともいふが、かと思ひます。これは実質上のなしくずしの値上げだと思ひます。これは本委員会の了承を得なくなつても、ひとつこういう面については、さつきから言うように、値上げしない、こうおっしゃつておるわけですから、慎重に取り扱つていただきたい。

こういふことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○内田委員長 広沢直樹君。
○広沢(直)委員 まず、小沢政務次官があるいは海堀監理官にお答えいただきたいと思ひますが、ただいま提案されております日本専売公社法の一部を改正する法律案について若干お尋ねしたいと思ひます。

ここに書いてありますとおり、公社の資金繰りがこの数年きわめて窮屈になつてきたといふこと

論があるわけじやないのですが、そこで、「四十二年度の借入金増加額と資産増に伴う内部留保の予定額」という参考資料をいただいているわけですが、この中に借入れ増額が六百十二億余、それから消費税増に見合う借入れ増額が二百六十五億余、それで資産増に対応する借入れ増額が三百四十七億余になつております。一方、予定になつております資産増加額は五百二十一億余になつてゐるわけですから、それから、いま言つた資産増加額から借入れ増額が三百四十七億余を引きますと、その残りの分が百七十四億、これを一応積み立て金として留保する、こういうことになつてゐるわけですね。

そこでお伺ひしたいことは、あと、こういった関係において借入れ金を運用部から借り入れる場合、あるいは、今回のように民間から借り入れることができる、こういうことになつてゐるわけですが、この場合の資産増加額をもう少しこれは大きく、言うならば、資産増加額これ全部を納付金から見えていくなれば、納付金は減つていくのでありましょうけれども、しかし、借り入れという問題は起つてこないのじやないか、そういう面について、これだけ若干しか見込んでないわけですが、その点についてのお答えをいただきたいと思ひます。

○海堀政府委員 いま御質問の数字はそのとおりなんでございませう。要するに、公社に内部留保いたしました額は百七十四億余りでございませう。その内訳は、これは内訳なんです、法律上ではございませうが、固定資産の増加分が百二十四億、それからたなのおろし資産の増加分のうち五十億円を留保いたしまして、合計百七十四億円余を留保することにしたわけでございます。もちろん、それでもなおかつ借入れ金の増加額が六百十二億円余にもなることが予定されておまして、固定資産はまあ全額留保になつておりますが、たなのおろし資産につきましましては、借入れ金でまかなうほうがずつと多いといふことになるわけでございます。もちろん、専売事業の経営という面から見れ

ば、ランニングストックを自己資本で全部持てる
というところが、企業の形態として一番望ましいこ
とは論をまたないわけですが、何ぶんにも専
業納付金というものは一般会計予算の非常に
重要な部分を占めておりまして、急激に全額を留
保いたしますと、納付金が急減するというような
事態になります。一般会計の現状を見ますと、一
般会計予算の中で公債によって財源を調達してい
る割合が相当高いのは御承知のとおりと思うので
あります。そういう観点から、専売公社と財務体
質を改善しつつ、なおかつ一般会計に激変を与え
ないというふうな配慮との均衡で、たなおろし資
産に対する内部留保は五十億円というところに落
ついたのでございまして、一般会計の財政事情が
許せば、今後、御質問のように徐々に内部留保の
額をふやしていきたいというのが、専売公社の立
場に立ちます大蔵省のものの心づもりでございま
す。

○広沢直委員 それでは先ほどからずっとこの
年次のものを見ておられますと、確かに売り上げ
の本数においては伸びてきているわけですが、し
かし、その率においてはやはり鈍化してきてい
る。そういうような関係から、すでに、いまさつ
きずっとお話がありましたように、確かに原材料
料、葉たばこも値上がりをしておりまして、
たばこ消費税も当然これは率が上がってきており
ますので増額している。国庫納付金はこれまで
はふえてきておったのですが、今年急に減ってき
ておる。そういうことに対する今後の見通し、こ
の状態がどういふ見通しになつていくか、それを
ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○海堀政府委員 現在数量的、まあ金額の問題で
ございまして、売り上げの金額的な伸びが大体
八%から九%程度、八%程度ではなからうか、数
量が五%と六%との間ぐらい、金額が、単価が二
%ぐらい伸びて大体八%前後の伸びというのが、
定価の改定がなければ正常な姿と考へていいん
じやないかと思ひます。というのは、数量の伸び
の五・五%というのは決して低い数字じやないの

じやないか。というのは、成人人口の伸びという
のは大体二%程度ですから、それを考へますと、
それ以上の伸びを数量で示しておるといふこと
は、よく伸びておるのだと考へていいんだらうと
思ひます。したがって、売り上げの伸びが今後、
いままでの実績——最近落ちておる落ちていると
いふまでも、そういう落ちているといふわれ
る実績を越えて伸びていくことを望むことは
常識的じやないではないか、むしろいまが正常
な姿じやないかと考へております。それに対し
まして、消費税は、御存じのとおり、その売り上
げの伸びに対して率でかかりますものだから、
これはもう売り上げ金額の伸びに比例するわけ
でございまして、そうしますと、今度はあとどうい
うことかといふと、コストの伸びがどうなるか
というところでございまして、葉たばこの最近の値
上がりというものはだんだんに伸びは落ちており
ますが、それでも去年、まあことし収納しました
ものが六%余り、翌年度収納しようとしておるも
のが五%余りの値上りを前提としております。そ
れから給与につきましても、御存じのように、や
はり全体の民間給与の伸びというものは尊重して
いかざるを得ないと思ひます。したがって、コス
トの伸びは相当高いものがあるかと思ひます。
そうしますと、専売納付金の伸びというものは、
やはり売り上げの伸びのような伸びを見ること
がやとではなからうか、むしろ売り上げの伸びよ
りは多少率としては落ちるのではなからうかとい
う感じがします。ただし、ことし特に納付金が減
りましたのは、これは御存じのように、地方たば
こ消費税の税率を変更いたしましたして、従来納付金
にきていた部分がたばこ消費税のほうに回つた分
が二百六十億円余りございまして、ことしの納
付金の減少というのは特別でございまして、それ
と、先ほど申し上げましたたなおろし資産のため
の内部留保を五十億円というものを足して考へて
比較していただかぬと、ことし減少しましたのは
そういう二つの特殊な要因がありますのですが、
そういうことは一応ことし、ことしといひます

か、四十二年度予算を除外いたしましたして考へれ
ば、売り上げの伸びまで納付金が伸びていくのは
なかなかむずかしからうという感じがいたしま
す。

○広沢(直)委員 そこで、政務次官にお伺ひした
と思うのですが、いま言った説明の中から、先
ほどのお話がありました、国庫納付金は今年に
特にこういう一時的な減少になつておる。そう
なると、大蔵省としては、専売納付金に財政的
に依存している依存度といふか、そういういた
面はどの程度まで一応考慮していますか。

○小沢政府委員 財政のほうから申し上げま
す、できるだけ販売実績をあげてもらつて、納付
金が多いほうが望ましいわけですが、一定の率で、ど
こまでをめぐらしたというか、一定の率で、総予
算の中で専売からの納付金が大体何%なければい
かぬというふうな気持ちを持って予算編成はいた
しております。この前税調等で議論がありました
たのも、要するに、国の専売という性格を持った
ものが、国庫納付金が千四百億円見当で、地方が
千七百億円、これもちよつとおかしいのじやない
かという議論もしたりいたしました。また私ども
確かに多ければ多いほど国家財政の見地から見れ
ばいいことではございまして、しかし、それ
かといつて、地方財政の財源の確保ということ
は、これまた大事なこともございまして、さつきい
ろい販賣の議論なんかがありました、ノルマなん
が考へておるような、そういう考へ方は一つもご
ざいませぬ。

○広沢(直)委員 そこで、先ほど申し上げました
ように、たばこ消費量の伸び率は大体定着期に
入つたのではないかと。多少はふえていくにして
も、過去のような伸びは考へられない。そうなり
ますと、先ほど申し上げましたように、経費的な
ものが相当増大してまいりますと、当然たばこ消
費税、地方税制を潤していくものについても考へ
ていかなければならなくなってくる。そうしま
す、この専売納付金がそれによつて変動すること

は当然のことです。しかし、先ほど申し上げ
ましたように、公社自体がいま民間から借金を
するルートを認めてもらいたいということになつ
ておるわけですね。そういうわけですから、そう
いふ依存度を考へてない——これまた考へられ
ないのかもしれないが、これはたばこの消費量に
よつて、当然きまつてくる問題であるし、いま
言った経費的な問題との関連もあるわけですか
ら、当然一がいにきめてしまふわけにはいか
ないと思ひます。しかしながら、その依存度を
はつきり考へられない、その状況によつて変動がある
というならば、納付金を減らしても、公社自体の運
営の上から考へていっても、借金をしてやつてい
くという面を考へていたらどうか。先ほどのよ
うに、たなおろし資産として一部を認めてくれ
ていいじやないか、こういう考へを持ってお
るわけですか。それについてはいかがですか。

○海堀政府委員 これは民間の企業をやる場合
に、ランニングストックといふものです。そういう
一種の運転資金でございまして、運転資金を自己資
本でやるか、借入れ金でやるかということは、
原則というものはないのであるかと思ひま
す。ただ、運転資金だから借入れ金でやつてい
くという結論は直ちにできないのであつて、自己
資本でやれば、それだけ体質は改善されて、企業
としては非常に強いものがあるだらうと思ひま
す。

公社の場合を考へますと、公社の場合における
運転資金というものは非常に大きいわけでは
ない。それは葉たばこが、現在の技術をもつてし
ては二年間寝かさなければならぬというこ
で、運転資金の額が非常に大きな額になつてきて
いる。したがって、これを全額借入れでやると
いふことは、体質的にもなかなか問題がありま
す。できれば、ある程度は自己資本でまかな
う自己資本でまかななければならぬ。ただ、では全額
かといふと、いままでとにかく全額借入れ資

本でまかなってまいりましたので、特にすぐそうしなければ公社の運営に支障がくるという問題でもない。一方、増加分——大体四百億円でござい

ますが、四百億円で直ちに納付金から差し引いて内部留保に持っていくと、それだけ一般会計に納付する金額が減って、一般会計の財源が非常に苦しくなるという問題がございしますから、一般会計の財源の事情と公社の財務体質という問題を常に彼此勘案いたしまして、そのときどきの事情によりまして、一般会計の財政事情が楽になればできるだけ多く内部留保を認めてもらう、一般会計が苦しいときには、内部留保をしないで、借り入れ金でやる、そういう弾力性を与えてほしいというのが、今回の改正の趣旨でございします。したがって、四百億円で、たなほろし資産について五十億円というのはわずかでございしますが、原則としてはそういう道を開くという点に重要な意味があるのではないかと存じております。

○広沢(直)委員 そうすると、それを見きわめながら徐々にふやしていくという考えですね。

○海堀政府委員 徐々にふやしていくといいますが、ふやすことができればふやしていきたい。一般会計の事情がございしますものだから、また公債発行もいたしておりますし、だから、必ずしも徐々にふやしていくというのをいまここで申し上げることも、来年度の予算編成、さらに再来年の予算編成に関するものですから、徐々にふやしていくんだということもちょっと申し上げかねるわけでございします。ということは、要するに、そういう道がいままで閉ざされていたのに対して、財政事情が許せば内部留保がやれるんだというのを規定しておきたいというのが法案の趣旨でございします。

○広沢(直)委員 それじゃもう一点伺いますけれども、本年度の見通しとして、運用部の資金は大体どのくらいになっておるか聞かしていただきたい。

○海堀政府委員 前年度末でございしますが、前年度末に一応七百八十億円運用部から借り入れるこ

とを予定したわけでございしますが、実際は五百六十億円の借り入れで年を越すことができたという実績になっております。

○広沢(直)委員 そこで、四十二年度末には、ここに書いてありますが、千三百九十億円を運用部から借り入れることが必要となるであろう、このまま放置すると、四十七年度には三千億円に達する見込みになった。これにひっかけて、また民間からも借り入れる道を開こうということが載っておりますが、新聞によりますと、運用部資金は今度は全体が相当だぶつてきておる。そういう時期に、運用部の資金の利率と借り入れ利率と、それから一般銀行の利率から考えますと、それは当然運用部のほうが利率が低いと考えられるわけで、この時期においてはまた民間から高い利率で借りる道を開く必要はないんじゃないか、こう考えられるわけなんです、どうですか。

○海堀政府委員 実は、私は運用部の仕事を少知っておりますが、運用部の資金というのは、御存じのように大部分が長期資金でございします。郵便貯金、厚生年金が主体でございします。それに各政府関係のいろいろな機関の預託金、これはほとんど大部分が長期の資金で、一番長いのが七年のものでございしますが、大部分が七年ものと考えていいと思うのでございします。その七年ものの資金で現在何をしているかといいますが、長期の融資を行なっております、それが財政投融資という形になっておるわけでございします。しかしながら、財政投融資を行なうにつきましては、主として入ってくる郵便貯金というものが季節的にある変動をもつて入っております。他方、使うほう、要するに財政投融資の運用のほうでございしますが、これは年平均して使っていくという形でございします。したがって、いま余剰金があるという議論がときどき新聞に出るのでございしますが、それはあくまで季節的な余剰金と考えていただいていいんじゃないだろうかと思っております。それで、そういう大きな金を運用いたしてお

りますと、ある季節的な余剰金が出る、そういう意味で余剰金があるというふうな議論があるわけではございして、その余剰金を現在まで年度末に持ち越す借り入れとして専売公社も借りてきたわけでございします。ところが、そういう余剰金は非常にきゅうくろになつていけるのが現状でございまして、今後、たとえば四十二年度末にこちらが所要いたします額が、はたして運用部の余剰金でまかない得るかということについて、すでにまかない得ないともはつきりは言えないと思ひますが、まかない得るだけの余剰金が出るといふふうにも自信がないものでございしますから、それで民間からの借り入れの道も開きたいというのが今回の提案の趣旨でございします。

したがって、運用部といたしましても、余剰金がある限り政府関係機関がめんどろは見えてくれると思ひます。しかし、余剰金がない場合に、これは何も財政投融資のように閣議決定いたしました——閣議決定といいますが、運用計画を決定いたしましたして、そうした相手が、それによつて計画的に運用している機関に専売公社が入っているわけではございしませんので、余剰金があれば当然めんどろを見えてくれるのでございしますが、余剰金がない場合にはどこにもしりの持っていない場所がない、その場合に金がな——五月三十一日まで以前年度の納付金を納めなければなりません。もし納めなければ法律違反になるわけでございします。そういう意味でこういう民間から借り入れの道を開きたいということなんでございします。

○広沢(直)委員 これは当然以前から言えるわけでありまして、今度特に運用部の資金が詰まってきたから云々というのであれば、いま申し上げたように、確かに運用部資金については、今年度の予算措置から見ましても、当然財政投融資についても控へ目にしておりまして、運用部の資金が余っていると考えられるし、大体新聞によりますと、六千億か何か運用部資金がだぶつていっているというふうに出ておったのです。そういうわけで、運用部の資金を回せないという場合においてはこれを

回すという意味はよくわかるわけです。その点については一応事情がわかりましたので、けつこうですが、次の問題として、確かに、最初に申し上げましたように、消費量が大体定着化していく、あるいは鈍化していくということになりますと、経費あるいは消費税等の増大によつて、あるいはまた、葉たばこ原価ですね、原材料の値上げによつてだんだん納付金も減ってくるし、純益というものは減ってくるわけです。

そこで、この問題を今後ずっと維持していこうと考えるならば、当然売り上げをどのようにして伸ばしていくかというところは考えなければならぬ問題であらうし、あるいはまた経費をどのように減らしていくかという問題にも考えがくるでしょうし、あるいは納付金の率を減少していくか、これは財政依存という考え方もありますので、この三つの点が考えられるわけですが、まず第一点の、売り上げをどういふふうにして今後伸ばしていくか、その見通しですね。それについて總裁のほうからお願ひしたい。

○東海林説明員 いろいろの問題がございしますが、私の立場としましては、何をさておいても売り上げを伸ばしていくということが一番大事な問題なのであります。そのためにはどうするかという点になりますと、これは嗜好品といふまでも、ほとんど国民の大部分の中にとけ込んでいる必需品のようなものでありますから、その動向がどういふ嗜好動向をとるかということがこの問題点でありまして、いま言われていいます、たとえば低タール低ニコチンの問題、こういうものに好みがいきましますと、それに合った品物をつくっていくということをやまず第一に考えなければならぬ。

最近その点につきましては、公社としましては、新しい品物は大体そういう軽いタバコ、俗には軽いたばこと言つていますが、低タール系のものを新しいもので出していこうということが一つありますし、ただ、これは幾ら宣伝いたしましても、ほかの商品と違ひまして、専売の仕事になってお

りますから、そんなに宣伝したから、あるいはそういうような低タール低ニコチンのものをつくったからと売れるということは考えられないのではないかと、かように考えます。しかし、われわれの努力する面等におきましては一応そういう方向をとっていきたい。これでどこまで伸びるかというところが問題点だろうと思ひますし、諸外国に比べてみまると、日本の伸び率というものは鈍化しているといながら、相当高い率でいま進んできているといふことはまだ言えるのではないかと、かように考えます。

○広沢(直)委員　そこで、売り上げの問題になってまいりますと、昨年から非常にやかましく言っておりましてたばこ師ガンとの問題があるわけでありまして、これは昨年の国際会議等を見ましても、世界各國においてはこの肺ガンとの問題が相当大きく取り上げられてきている。昨年度は確かに新聞をにぎわして、国民にはこの問題は相当ショックであったわけでありまして、その後こういう問題について、どの程度まで進んでいるのか、その点について高岡開発課長さんをお願いしたい。

○高岡説明員　試験研究のほうでございますが、それとも販売のほうでございますか。

○広沢(直)委員　両方です。

○高岡説明員　実は、私どもの委託研究で本年も日本の各権威者に約一千五百万ほどの委託研究費を出しまして、そして、さらに私どものほうで喫煙と肺ガンの問題について、病理学的、臨床学的また統計学的なものも含めて現在研究をやつてもらつております。

それから製品の開発の問題につきましては、ただいま総裁のほうからお話のございましたように、低ニコチン、低タールに関するたばこの開発、それから特殊フィルターツきたばこの開発、それからアメリカン・ブレンドといひまして、主として特殊加工を中心としたたばこの開発研究、それから日本に古来からあります茶葉を中心としたたばこの研究開発、こういう四つにしばつて研究を進めておる現状でございます。

○広沢(直)委員　問題は、先ほど売り上げとの関連で話しているわけですが、これは人体に非常に影響があるといふことがはつきりしたならば、やはり将来この研究が進んでいくにしたがつて、先ほど総裁が言われたたばこの売り上げを伸ばそうといふことにも大きく影響があるんじゃないか、こう考えられるわけですね。ところが、この国際会議において特別講演に招待されたハーバード大学のマクメーン教授によれば、絶対害があるんだといふことを強く主張している。それに対して、日本人たちは存外こういうことに対してはまだまだ研究ができておるのではないかと、そういうようなことから、国民としてはたばこの害といふことは十分に認識されてないような状態にあるわけですね。したがつて、その間においては、これは漸進的にせよ、一応売り上げといふものは宣伝によつても伸びていくでしょうけれども、その反面においては、先ごろ、公社のほうでも考えてニコチンあるいは、タールの含有量といふものを発表しております。これは発表しただけであつて、それがどれだけ人体に影響があるかどうかといふことについてそれが欧米諸國のように、この程度は影響が、害がありますとはつきりと表示しながら、あるいはたばこの表示の中にそれを書き込む、あるいは徹底はされてないわけですね。この問題については日本の国立癌研究所の平山博士ですが、確かにこれはあるといふことは言っているわけですね。

そこで、この問題に関して、たしかここには書いてありますが、これは高岡さんにも確かにその大気汚染との関係なのか、あるいはたばこが直接そういう肺ガン等の大きな原因をなしているのかはつきりわからないといふことをお話をなさつていらつしやるのですが、その点に対しての見解はどうなつておるのかといふことを、もちろんいま厚生省のそういう関係からお伺いすればよくわかると思うのですけれども、きょうは来てもらつておられますので、ひとつ高岡さんをお願いしたい、こう思つておるわけですね。

○高岡説明員　実は、国際ガン会議のパネル討論に二通りございまして、一つは、肺ガンそのものを医学的に攻めた接触が一つあつたわけでございます。それからもう一つは、禁煙運動の方法とその成果といふパネルディスカッションがございまして、この場合問題になりましたのは、禁煙運動の方法と成果といふそのパネルディスカッションのほうで、日本の禁煙運動に対する理解が非常に少ない、薄いのじゃないかといふ議論がなされたようでございます。

確かに、医学的な問題につきましてはさておきまして、その後私どものほうでいろいろ議論いたしまして、また、厚生省のほうでもいろいろ科学的な会議を持ちまして専門のお医者さんに見解を問うた会議がございまして、また、われわれももちろん平山先生の御意見なり、あるいはいろいろの学会の席上で私ども公社でお伺いいたしまして、やはり疫学的な研究の場においては、最近大気汚染あるいは気象説それから喫煙説と、いろいろあるけれども、最近の傾向としては、病理学的な裏づけと疫学的な研究の裏づけとがほぼ一致している方向に出ているといふことはわかれております。

しかし、多くの医学者は、まだ日本の肺ガンの発生というのは非常に特異的であるといふこと、特に欧米に多く見られる扁平上皮ガンが非常に少なく、いわゆる腺ガンといわれるガンが多い。扁平上皮ガンはむしろ喫煙との関係があると現在いわれておるわけでございますけれども、日本の場合には内分泌腺とかいろいろな腺につく腺ガン、これが多い、これはいわば喫煙との関係ではなくて、むしろ体質的なものであるといふことがわかれております。

それからもう一つ、未分化ガンといふのがございまして、これはほん狼ガンの微小ガンといふもので分化していないガンでございますが、そのうち、本では腺ガンが非常に多いといふことが非常に特異的であるといふこと、それからもう一つ、喫煙人口がふえてないにもかかわらず、日本

の女性の場合には腺ガンの患者が非常に多くなつておる、こういう特異的なものがございます。

それから気象学的に見てまいりますと、ロンドン、ニューヨーク、東京といふものを見ますと、東京の肺ガンの発生というものはほかの二都市に比べると低い、これはおそらく雨が多いといふことによつて大気がきれいになつていふといふことの一つの証拠ではないかといふようなこととございしますが、そういう意味で、日本の肺ガンの発生というものは非常に特異的であるといふことと、それからもう一つ、日本における肺ガンの問題だけではないで、世界各國でまだガン原物質そのものの本体がつかめていないといふことがございまして、それからもう一つ、気象的な要因といふものは、たばこといふものは、一年にあるいは一日に何時間あるいは何分間しか吸ひませんけれども、大気といふものはわれわれ死ぬまで呼吸して吸ひつておるわけで、むしろそういうふうな要因が多いんじゃないかといふ説もございまして、長期にわたる多量の喫煙といふものは何らかの害があるのではないかといふ結論が医学的には出ております。

○広沢(直)委員　そこで、一応ガン原物質の実体は世界的にいってまだこれは解明されておらない。しかしながら、いま最後にお答えがありまして、たばこに、確かにこれは多く吸うといふことも害があるのではないだろうか。ニコチンそのものあるいはタールそのもの自体が人体に影響があるといふことは、これは医学的に全然無害であるといふことではなくて、医学的には有害であるといふことが言えるわけですから、それともやはり過ぎるとすべてが害になつてくることは何となく当然ですけれども、やはりそれがたばこ重なるて、私も愛煙家の一人なんです、そういうわけで、これ長いこと十年、二十年とずっとやつていくうちに、たばこを吸つておる人自体が医学的に考えたときには肺ガンになる率が非常に多いし、死亡率も多いといふデータも学会では発表されておるわけですね。

したがつて、いまこの問題が確かに一歩進んで、

国民の健康、衛生の上から考えていったときには、公社の側に立ってはいえ、これだけの益金をあげてやっていたかなければならぬのですから、それは企業体として害がありますという事はなかなか言いにくい問題ではないかと思う。それをまっとうからかざして、そうしてたばこの売り上げをあげようなんという事はとうてい考えられないことである。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

しかしながら、アメリカあたりにおきましては、これは民営で行なわれている。したがって、厚生省自体でも確かにこの程度の害があるという事をはつきりと打ち出してはいるし、そういう見地において、各業者のほうもその点を一応認めて、いま言ったたばこには表示をしていくというふうに、健康留意の上から考えた手を打たれているわけですね。ところが、わが国のように専売で、独占企業で、しかもそれを政府機関でやっているわけでありまして、まだまたその結論が完全に出てしまふまではその手は打っていないんじゃないか、とすると、前の国際会議で話があらたように、この新聞には出ておるわけですが、その研究は相当進んでいる。この問題については肺ガンの急激な増加という問題が出てくるんじゃないか。終戦当時非常に少なかったものが——当時は年間の肺ガン死亡者というものが七百人ぐらいだったものが、現在においては、これは昨年ですが、四十年程度においては八千人近く、十倍近くにもなっている、こう発表されておられますし、こういう面に目を注いでいくならば、まだまだどんなに解明されてふえていくんじゃないか、その要素を持ったものがふえていくんじゃないかということが考えられるわけですね。

そこで、このときに、問題になっておりました公社と厚生省、そういう関係における連絡会議的なものを設けて、研究と相まって、やはりそういう問題に対して真剣に取り組んでいかなければならないんじゃないか、こう考えるわけでありまして、総裁からそういう点についてのお答えをい

ただきたい。
○東海林説明員 非常にごもつともな御意見でございますが、いままででも厚生省のほうとは連絡をとってやっておりますし、この問題につきましては、今後さらに緊密な連絡をとってやっていきたいと思っております。

○広沢(直)委員 そこで、そういう関係から考へてまいりますと、当然今後の問題として考えられることは、やはり売り上げを相当伸ばしていかなければならぬ。売り上げが伸びていかなければ、もちろんその利益というものは多少増加していくわけでありまして、いま言ったように、原材料が多少伸びようと、あるいはまた、消費税というものは率が高まっておりますから、率の改正がない限りは大きく変わるわけがありませんが、そういうような経費的なものはどうしても増大していかなければならぬようになってきます。そこで、この売り上げが、いま言ったように、消費量というものは大体限界線にきて、そして漸増的な状態になつてきています。それに加えて、いま言ったような医学的な問題に大きな疑問を持たれるようなことといった製品の問題について、売り上げそのものの自体を急激に伸ばすという事は、先ほどお答えにあつたように、考えられなくなつてくる。となりますと、当然この専売納付金というものはだんだん少なくなるんじゃないか、これは常識的に考へてそういうことがいわれてくるわけでありまして、ところが、先ほどお答えがありましたように、やはり財政的に依存度が非常に大きいという立場で考へてまいりますならば、先ほど論議になつておりましたが、当然ある時期において値上げをしなければならぬんじゃないか、こういう問題に立ち至つてくるわけでありまして、それが、本年は値上げは見送りになっておりますけれども、来年あたりどうかという、そういう問題の焦点で先ほど論議が繰り返されておつたわけですが、それでもってあいまいなことになつておるわけですが、こういう現象から見えてまいりますと、特に加えて、いま言った原材料、葉たばこというものの原

価、これはほとんど上がつてこなければいけないと思うわけですね。これを押えてしまふわけにいきませんし、となりましたならば、この表から見ますと、今年度の作付面積というものは四十二年とそう変わりないくらいのことになっております。今後これを押えていくかあるいはまた減少させていくかという点にまで考へが出てくるのではないかと考へられるわけですね。それが特に問題点になつてまいります。それができないとするならば、当然これは製品値上げということにやつてこなければ、もう経費の増大は考えられぬということになる。

ですから、その点は、専売納付金を減少さしていくというたてまえで考へていくならば——この専売納付金のいわゆる利益率というものは、これはほかの製品に比べて相当高いわけですね。ですから、これは他の製品と同じというわけにいかないで、これでもだんだん低くなつてきているわけですね。これもだんだん低くなつてきているわけですね。これは将来においても減つてくるのが当然ですが、この点までその点を考へていくのか。企業的に考へたら利益率というものが、これは問題になつてくるわけでありまして、ところが、これは専売としてやっておりますので、公社的な存在でやっておりますので、一がい利益ばかりを考へてやっておりますのではない。しかしながら、この率というものは、ある程度どの辺まで考へていくのかという事を——まあそれが三〇%とかあるいは二〇%とかいう率までを考へていくならば、当然値上げの問題は昨今問題になつていけるんじゃないか。しかし、これはどうしてもの財政的な依存があるので、大体専売納付金というものはこの程度のもので、これでいけば二十億近くですね。この前後であります。そういう点に關して、依存度というものは、ある程度の財政依存というものを考へていくならば、当然この利益率というものは大きくなつていなければならぬ。そのまゝを繼承していくならば、値上げという問題が、いまは、来年度はわからないと言つて

も、先ほど総裁がだれか答えておりましたが、普通商業的に考へていくならば、この時期において値上げを考へるのはあたりまえの話であるけれども、いろいろな事情があつて来年度は考へられない——まあ、考へられないというのか、まだそのことはわからないというあいまいな答弁であつたわけでありまして、いま申し上げました率というものをどれくらい考へていらっしゃるのか、それをお答えいただきたい。

○海堀政府委員 特に率が幾らでなければならぬという事はございせんという事をけさ申し上げました。ただ、専売はこういう益金納付という形でございますけれども、結局税金と同じだと思ひます。だから、諸税間のある時期の均衡というふうなものと、それから諸外国のそういうたばこに關する税金の率というふうなものが参考になるのだらうと思ひます。ただ、幾らでなければならぬかというものが絶対的にあるというものはございせん。

○広沢(直)委員 そこで、それであるならば、いまの納付金制度というものは、諸外国にも例が二、三あるようでありまして、やはり総売り上げに対する一定率をかけたもの、いわゆる税金的なものであるならば、そういう考へ方が当然論議になつておるわけですが、その点についてはどういうお考へでありますか。

○海堀政府委員 売り上げに対する率でかけますと、専売公社は結局売り上げが伸びれば、率ですら、税金も伸びていくということ、その範囲内でコストをまかなわなければいけないのです。現在のところは、率できめたものでは、その率を一年こつたりで、二年目にはたして維持できるかどうかは非常に疑問だと思ひます。

○広沢(直)委員 その率のきめ方にも問題がありまして、また一長一短あるのですが、ある程度の低い率できめておきますと、公社内におきまして、それだけ売り上げが上がり、あるいは経費の節約した分が余裕金として残つてまいりますし、そういう問題も当然生れてまいりますから、

一長一短というものはあると思うのです。ただ、先ほどの値上げの問題になるのですが、値上げという問題については、いまのところはお考えにならないように伺っているわけですが、先ほどから申し上げております税制調査会、これは当然価格の改定を要するというようなことを言っております。それについて、大蔵省としてはこういうのがあるのですが、所得税の大幅減税を実施するためにはたばこの値上げもやむを得ないとあらためて判断し、四十三年度から一本につき一円値上げする方向で検討を始めていくというわけがあるわけですが、そういうふうな点についてはどうでしょうか。

○小沢政府委員 たばこの値上げ問題は、昨年から本委員会においても他の委員会においてもいろいろ御議論ございまして、私も、十六年も上げてない、上げてないというところは、実質的な減税をやっているわけではございません。また、先ほど先生もおっしゃいましたように、いろいろ諸経費から考えてみますと、これはもう当然上げているんじゃないかと思う。また、地方と国とのいろいろ不合理な点もございまして、ただ、しかし、一にかかって物価政策というのが大きな政治的な私どもの命題でございまして、そういう観点からその時期ではないというので、今年は値上げをしないということにしたわけではございません。

したがって、今後の検討は、やはり私ここで申し上げられるのは、先ほど申し上げましたように、値上げするともきめてないし、値上げしないともきめてないわけでありまして、一にかかって物価問題に対する全体のいろいろな検討から結論を出していくことが政府の本問題に対処するきめ手になるんじゃないか、こう思います。先ほど来只松先生も、それから先生も、当分値上げしないという御質問とあります。その御質問の過程でそういうお話でございまして、けれども、そういうふうなきまつたわけでもありません。そういう点は、やはり高度の政治判断を要する問題でございまして、ただ専断事業の観点から

のみ判断するわけにもいきません。今日のところはその程度でひとつ御了解願いたいと思っております。

○広沢(直)委員 いま伺いたしたのは、要するに、ある報道によれば、すなわち、大蔵省は、所得税の大幅減税を実施するために当然毎年毎年やっているわけですから、そういうたばこの値上げに比べても、こういうふうな二、三から据え置きに比べても、他との比較をして、そういう面でも当然値上げもやむを得ないんじゃないか、こういうふうなことの判断の上に、四十三年度からの具体的なたばこの値上げについて検討を始めていくというニュースを仄聞しているわけですが、そういう事実があるのかないのかということを知りたいと思っております。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

○小沢政府委員 おっしゃる通りに、値上げ問題については検討していることは事実でございますが、検討していることが、直ちに値上げにつなげてこないわけではございません。やはり他の政治的な、政策的ないろいろな考え方というものがあつたわけで、物価政策という非常に大きな問題がございまして、それと一方、所得減税を大幅にやるためには非常に大きな財源が必要でございまして、したがって、結論を申し上げれば、財政全般のいろいろな見地、それと物価政策の見地、そういうことのかね合ひできめていくべき問題でなからうかと思つております。が、しかし、いろいろ事務当局として検討していることは、それは事実でございまして、また、したこともあつたわけではございません。

○広沢(直)委員 要するに値上げ問題は、一般の、特にたばこの消費者にとつては、相当の嗜好品として、もう離れられないものである。単に、先ほど言ったようにたばこの害があるからというので、そんならやめようかという簡単なものではないわけであり、やめたいと思つてもなかなかやめられない、こういう状況にあるし、切つても切り離せない状況にあります。まして、たばこに現在かかつております税金の率から考えてみても、それだけから見た場合は相当大きいわけでは、したがって、この値上げ問題について、先ほど申し上げました財政的な納付金依存度というものを大きく考えておきますと、こういう問題はずいぶん大きく売上げの伸び率が落ちてくるし、あるいはいま言った経費的なものが上がってくるというふうなことになる、もう何と云つても値上げという問題にすぐ結びついてくる問題で、相当この点に關しては今後ともまた論議してまいらなければならぬと思つておられますけれども、やはり先ほど来お話にもなつておりました利益率が非常に高いということならば、これはある程度、いま言つた見地から考えていっても、他と比較して値上げを考へていくのではなくて、そのもの自体で

ある程度値上げを押さえていくことはできないか。当然たばこの値上げ等に関連しまして、ほかの一切の問題も値上げ論議というものがまた起こってくることも考えられる。二十六年からたばこの値上げはしてないから、これは考えるべきではないかという税制調査会の答申のようでありまして、けれども、しかし、それと現在の時点における考え方というものは、また一つの違った考えがあるんじゃないかと思つたわけでは、

その点に關して、意見として最後に申し上げておきたいことは、値上げに關しては極力押さえていくべきである。当然、利益率の上から考えていくべきである。当然、利益率の上から考えていくべきである。現在あるいは来年度においてもこれは値上げすべきではない、そういうふうな考へておられますし、そういう点に關して、極力値上げをしないという、その前提の上に立つてひとつ御研究願ひたいと思つて、質問を終わりにしたいと思います。

○内田委員長 次は、唐橋東君。

○唐橋委員 たばこの災害補償に關する質問をいたすわけでございしますが、その前に、一、二確認的な意味においてお伺いしたいと思つたわけでは、

億七千五百一十一万九千円、本予算で千七百一十一億四千三百二十万一千円、合せて千九百八十九億一千八百三十二万一千円、これが本年度の消費税として見込んでおるもの、それから専断納付金として見込んでおるものが千五百九十九億九千四百八十八万九千円、合せて、いわば税として考えられるのが三千五百八十九億一千三百二十万九千円と、こういうふうに理解していいかどうか。

○海堀政府委員 いまの暫定予算のは本予算の中に含まれますので、これは二重計算になつておりますので、その暫定予算の数字だけを引つぱつていただいた額、したがって、本予算のほうの両方を合計していただいた額と了解していただくべきです。

○唐橋委員 わかりました。

その中で、これを見ていきますと、専断事業勘定の十八億五千八百九十万七千円というものが専断事業では当期の欠損だということ、これはいまの消費税並びに納付金から差し引いてその分を今度食つていく、こういうことになりまして、そういうことであるので、実質上、たばこ関係の納付金ということになると、これを加えていいかどうか。

○海堀政府委員 そのとおりでございます。

○唐橋委員 もう一つ確認をしておきたいのですが、この予算書の四五ページの日本専断公社事業損益及び専断納付金予定額の中で、下のほうに千七百七十四億四千三百四十八万八千円という数字が出ておりました、その下の欄に資産純増加額の一部控除という項が百七十四億円以上出ておるわけですが、普通の損益ならば、やはりその中で、専断事業勘定ならば専断事業勘定、たばこ事業勘定ならばたばこ事業勘定の中で資産関係が消化される、合せて最後に資産関係が一部控除される、こういう点は、私何かまだ理解できないのですが、これはどういう意味なんですか。

○海堀政府委員 葉たばこ事業勘定はそれぞれ損益計算をいたしまして、純益が千七百七十四億四千三百万円になります。ところが、そういう事業

全体に對しまして内部留保を百七十四億四千八百万円認めよう、これは固定資産並びにたなほり資産に對する内部留保を百七十四億円認めましようといふことでその純益から差引きまして、その差し引きが納付金として千五百九十九億四千八百万円となつておるわけでございます。したがつて、千七百七十四億円出るまでは、これは完全な損益計算でございます。あとは事業として、そういう損益が出たものに對して幾ら内部留保を見るかといふ問題でございますので、これはこれでいいんだらうと思つております。

○唐橋委員 一応了解いたしました。

これだけの専売納付金並びに消費税という、三千億円をこす税になつておるわけでございますが、これだけのものがある場合に、耕作者の立場に立つてみますときに、非常に災害補償といふものが少ない、少ないといふよりは、補償体系といふものが十分でない、こういうことがいろいろな場合に出てくるのでございまして、それらに對する質問でございますが、補償の条件の中で四點ほどあると思つております。

その四點は、御承知のとおりでございますから省略いたしまして、これらの点について、ひとつ基本的なものとしてお伺いしたいのは、收穫前災害と收穫後の災害が同一に算定されているけれども、これはそれでよいだらうかといふ疑問が実はあるわけでございます。

御承知のように、三割以上の損害を受けた、こういう場合に、耕作中もやはり三割それから收穫後もやはり三割、こういうことになりまして、たばこ耕作のような非常に労力だけが中心になる作物で、收穫までの乾燥したり、取り入れたら、天候によつて毎日働いておりますが、そういう收穫の終わったときの災害と、まだ畑にあるときの災害が同一に三割ということで見られてゐることは非常に矛盾でないのかといふことを耕作者の立場では言われるのでございますが、それについてのお考えをひとつお伺いしたいわけでございます。

○大塚説明員 ただいまの唐橋先生のお話でございますけれども、公社の災害補償の考え方というもの、原料を確保するために、耕作している方が安心して栽培ができるように、全損の場合でも五割、それから場合によつては七割まで補償いたしましようといふ考え方に立つておりますので、その労力とか資材を投下した量に對してどれだけ補償をいたしていくといふ考えではないわけでございます。

○唐橋委員 いまのような考え方は實際からないわけじゃないんです。ですが、やはり耕作者の立場になつてみますと、同じ全滅でも、畑にあるうちの全滅と、それからほんとうに労力をかけていって、もう收穫直前の全滅といふものに對しては非常に違いがあると思つてございまして。そういう場合に、いまのような補償四条件といふようなことについては、やはり耕作者の立場においては了解できない。といひますのは、やはり同じ率を見ていく場合でも、労力を一ぱいかけていった場合のものと、労力をかけていない場合のものは、やはり根本的に災害補償の場合に一つ見られないものだらうか、こういう考え方なんです。ですからこれは、ひとつ、いまの法律でございといふことよりも、総裁あたりのほうから、こういう基本的な災害に對する御意見をいただきたいと思ひます。

○東海林説明員 いまの收穫前と收穫後の災害の補償の差異というものはお説のとおりだと思ひますけれども、實際問題としてはなかなかむづかしい問題なんで、これはなおひとつよく検討させていただきたいと思ひます。

○唐橋委員 なおあとで議論の時間があれば、もう少し伺ひます。

○平林委員 ちょっと関連して。ここ一年ばかり火災によつて損害を受けたといふのは、どのくらい件数があるのですか。ここ一、二年どんな状況になつておるか、ちょっと説明してください。

○大塚説明員 四十一年の発生件数を申し上げますと、三百三十三件でございます。面積はちょっとわかりませんが、これを地方局別に申し上げますと、東京が二件、水戸が三十三件、宇都宮が二十件、高崎が十八件、郡山が二十九件、仙台が三十八件、名古屋が八件、金沢が十件、大阪が八件、岡山が六件、広島が二十八件、徳島が二十二件、高松が三十二件、福岡が二件、熊本が二十七件、鹿児島が二十五件、合計三百三十三件でございます。

○唐橋委員 もう一つ、原則的な問題で、實際の取り扱い上で三割といふ場合に、やはり收穫前にこし干害で非常にひどい地方がございまして。私も一週間ほど前に行つて見たとき、干害で二割なら二割減つた、そのあとで收穫後一部今度類焼して一割減つた。そういう場合に、合わせていけば三割以上になるということがまゐるわけでございますが、實際の取り扱いとしては、前のほうも二割以下だ、あとのほうも二割以下だといふことで、申請を出すというそういう指導が実はない、いまだどういふ指導をされておるか、お聞きしたいと思ひます。

○大塚説明員 そのとき単独で二割なら二割と判断されて出されないような場合に、あと、先ほどお説のように類焼といふような場合には考へて出すように指導いたしております。收穫結果が三割以上の被害になつた場合には、災害補償金を払つております。

○唐橋委員 じゃ、こういうふうな確認していいですね。いろいろな災害が、一つの災害であつても、あるいは二つ以上の災害であつても、收穫後、前三年間の平均の三割以下に下つた場合には必ずこれは災害補償として出してよろしい、こういうふうに指導されておりますか、はつきりといふ。

○大塚説明員 ただし、たばこ専売法とその施行規則にございまして法定災害の場合だけでございまして、

○唐橋委員 私は現場におりますから、そういう点の不徹底さといふことは、個々の場合にいろいろ

るな事例を持っています。が、その事例はここで一つずつ出すことは時間的にも余裕がございませうので、あとでいろいろ具体的な中でお話し申し上げたいと思ひますけれども、この点の不徹底さといふものはよく徹底していただきたいといふことをまずひとつ要望し、そのことに對する御返答をお願いしたいと思います。

○大塚説明員 その点、今後徹底いたさせます。

○唐橋委員 それから一番問題になりますのは、適當の管理を怠り、又は自己の責に帰すべき事由により災害を発生せしめ、若しくは被害の程度を大ならしめたこと認められるとき、といふのが一番中心の「自己の責に帰すべき」といふ点の解釈が地方局によつてまちまちでございせんか。

○大塚説明員 私どもはまちまちだとは考へておりませんが、一番そういう点があいまいとお考へであらうと思はれるのは、火災の場合だらうと存じます。

火災の場合に、私どももいたしましては、不可抗力によるものと、管理不注意によるものと二つに分けております。その不可抗力によるものといふのを大體例で申し上げますと、まず類焼、それから落雷、漏電、放火、停電、ガス漏れ、突風、原因不明、これらを不可抗力に入れてございします。それから管理不注意によるものと考へられるものは、乾燥機のバーナーの過熱と連なわ等の脱落、鉄管の過熱、給油中の引火、火の不始末、おもやの失火、子供の火遊び、その他、こうなつております。こちらのほうは管理不十分といふもので災害補償を支払つておりません。

○唐橋委員 その中で、いろいろ具体的な例について意見を出したいのでございまして、一つ例をあげてみますと、火災の原因の中には子供の火遊びといふのが非常に多いのです。御承知の消防白書を見てみても、その中で、地方局によつて、子供の弄火はこれは不可抗力、こちらに該当すると認めておる局と、いまだお答えいただきませんでしたような形で認めていない局と、はつきりありますが、

そういう点は御承知ですか。

○大塚説明員 その点は承知いたしておりました。

○唐橋委員 たとえば八歳以下、学齢以下の子供の場合には、どうしてもこれは被害が自己の責めでない、注意していても子供が——ほとんど留守になるような場合があるわけですね、農家といふものは、これは農家の実態として、たいへんですよ。子供が留守中にちよつと火遊びをした、これはいかに監督をしようと思ってもしょうがないのだというふうな考え方の中から、いまのように子供を弄火といふものは、自己の責めでないのだという断定を下しておる地方局があることも私は知っております。そういう地方局ごとの調べといふものを具体的にひとつあつて出していただきたい。私も質問通告のときにそういう地方局ごとの例を出していただきたい、出しましょうということだったのでありますが、今日まで届かないのです。これはやはりひとつはつきりと、地方局の具体的な事例を出しながら、あとで資料をいただきたいと思うのでございます。

○大塚説明員 なおよく調べて、御提出いたします。

○唐橋委員 具体的例を一つ出してみたいと思うのです。これは質問通告いたしましたときに、現地の調査をされて、あなたの手元にはありますし、その調査の内容等も私は知っておりますが、福島県の耶麻郡に起こった一農家の災害でございますが、これはほとんど収穫前にいわば自分の家屋もたばこも全焼いたしました。原因については、推定はふろの煙突から出たのだらう、こういう推定であるわけなんです。そして、その耕作者といふのは、あなたのほうへの報告も出ていいると思うのですが、非常にまじめな、熱心な年来的の耕作者です。それは全身やけどを負うて、二カ月以上の入院をした、実に気の毒な例なんです、その場合に、私も近くですから見舞いに行きましたら、まず第一に來たのは、これはあとで議論したいのですが、全焼したときに、原因についてあなたたち

のほうの職員が調査に來ました。そして復命をして、それによつて、これは災害補償を請求しても出せないものだといふ判断がすぐに出ました。それならば、警察署のほうではどういふ証明が出ていいるだらうということ、警察署長に私会いしました。聞いてみますと、署長のほうは実に明快です。私のほうでもし原因を書いた証明書を出して、それが基本となつて農家に災害補償がいかなうとするならば、農家からあるいは裁判になるかもしれない。失火だと思つたものが、あとで放火であつたといふことになるかもしれない。もしそうならなつた場合には、災害補償は今度は警察の責めに帰すかもしれないので、私のほうは、火災の現場証明だけであつて、原因については一切書いてありません。こういうことなんです。それはどうも重に警察のほうで取り扱つていられるのに、いわば私たちから見れば、火災原因の調査にかけては非専門の専売局の職員が二名ないし三名行つて、一時間や二時間の聞き込みや、新聞で見ても、その報告書が実は生きて、これはもうだめなんですといふ判断がすぐに出来るのです。これが実情です。だから、私は専売局の局長さんにもお会いしました。どうなんです、あなたのほうで、この推定がもし間違つたといふことが三月後、半年後に出来たときには、賠償の形の補償を出しますかといふと、そういう事実はまだありませんと、こう言うのです。

ですから、ひとつ伺ひたいのは、あの調査に行く職員にはそのような専門的な指導が——警察官は毎日、三日も四日もかかつて原因を調べるのです。それでさへ不明のものがずいぶんある。そういう場合に、単なる新聞記事や聞き込みで、その報告で、これは該当します、該当しません、該当しないから、これは出してはだめですといふ指導をしていられるわけなんです。こういう場合に、あなたのほうは、警察官と同じような調査指導といふことは専門的におやりになつていられるのですか。

○大塚説明員 火災原因について、警察官以上の専門的指導は、残念ながらいたしておりません。

○唐橋委員 私は、実はそういう紋切り型の答弁をいただくとは思ひませんでした。そういうのはあたりまえのことなんです。ですから、あなたが実が事務的に取り扱つていられるといふこと、これが実に軽く取り扱つていられるといふこと、この現実だけは私はあなたたちに認めていただきたいのです。が、どうですか。

○大塚説明員 軽々しく認定しているとは思へておりません。

○唐橋委員 おそらく軽々しくやりましたという御答弁はこの場でできないと思ひます。現実には、一時間や二時間現場に行つて聞き込みでつくつた報告書なんです。警察官は三日も四日もその現場に行つて、焼けあとをひっくり返して原因調査をしています。そして、証明書は何かといふといま申し上げましたように、火災の原因について、もし私のほうで書いたならば、それがきめ手となつて、損害に該当するかしないかといふ証拠になるならば、私のほうは書かれませんか、こう言う。これが現場における実態だといふことだけは認め願ひたいわけなんです。そういう事情にあるといふことは理解できますか。

○武藤(山)委員 関連。

総裁にちよつと詰めてみたいのでありますが、いまの質問を聞いておつて、過失にあらざるという火災といふのはあるのです。そういうものが全部ごとく、火災のものにも補償せぬのだといつて、三百三軒のものが泣いていられるという事実は、ほんとうに耕作農民にしたら気の毒です。一年ばかり前にこの質問をされたときにも、総裁は、検討させます、こういう答弁をしていいます。議事録にあります。火事の場合にも、過失の場合、それから全く他の原因で延焼してきた場合、いろいろな場合があるわけなんです。あるいは子供が留守居をしておつたときの失火——ひとつ、公社はそういう例を具体的に幾つかあげて、この程度の場合まではひとつ補償してやろう、どうしても

補償できないのはこういう場合だといふ具体例をつくつて、早急に措置できるように検討願ひたいと思ひますが、総裁の見解を確認しておきたいと思ひます。

○東海林説明員 その点はよく検討させていただきます。

○唐橋委員 結論はそれでいいわけでございますけれども、ただ、もう少し二、三伺ひたいのは、原因不明なものは、いまの答へで、全部賠償のほうに入つていいますか。これをひとつはつきりしてください。

○大塚説明員 私のほうとしましては、原因不明は災害補償を支払うほうに入れてございませう。

○唐橋委員 その点、さっきの質問と関連するのですが、各地方局でまちまちでございませうか。まちまちでないという自信ございませうか。あなたたちの所管の地方局でその点に対する取り扱いがまちまちになつていないか、おりませんといふ自信はありますかといふことをお聞きしたい。

○大塚説明員 まちまちになつていないと思ひますけれども、なおよく検討いたします。

○唐橋委員 もう一つ、たとえば失火であつたと思つたのが、今度放火であつたあとでわかつたという場合は、今度当然賠償する原因が生じたわけですね。そういう場合に、出先の局が親切に、今度あなたのはあれなんですといふような指導——出させるというふうな指導はやつておりますか。一たんきまつたものは、もう出てこないのだからしかたがないんだ、出てくれば検討しましょう、こういうかまが実は見えるのですけれども、そういう場合には出していいのだという耕作者の人たちへの指導、毎日指導していいますから、あなたたちの職員と耕作者といふのは実に密接ですよ。そういうほんとうに密接な第一線の指導者に、そういうことを徹底していく教育なり指導なりをいままでしておられますか、おりませんかといふことをお聞きしたい。

○大塚説明員 いままではしておるつもりでございます。

○唐橋委員 それではひとつはつきりと、要望の意味を含めて、その方針を出していただきたいのです。やはり火災の原因というふうなものは、多くはあとでわかります。あるいは原因不明なものもずいぶんあります。そういう場合に、やはりあとから、もう三月なり半年なり過ぎてしまつて、収納代金は全部終わってしまった去年度の方であつたとしても、もし災害に該当するような場合には当然出していいんだぞということを、あらためてひとつ下部末端に徹底する指導をしていただきたいと思うのですが、指導できますか。

○大塚説明員 具体的事例で指導したいと思ひます。

○唐橋委員 それから、さっきの問題をもう一度確認しておきたいが、地方局の実施細目基準はあとで出したいだけですね。

○大塚説明員 地方局にそういう内規は、規定としてはございません。

○唐橋委員 とんでもない話ですね。ないのでですか。あとは、あなたたちの手元にあるのはこの四項目だけですよ。それが細分化されずに——さっき話したように失火の場合、原因不明の場合は該当する、しない、その基準は地方局でやっているのでしょうか。その地方局がその基準がないというのならばたいへんですよ。私はその基準を出せませんかということを言っているのです。ないはずはないですよ。ないならば、いままでどういう基準でやっていったのか、かつてにやっていたのですか。

○大塚説明員 地方局ごとにはございません。本社にはございます。

○唐橋委員 本社にあるのですか。ほんとうに本社にありますか。何だかおかしいな。じゃ、はつきり言いますよ。私はこの資料を要求したときに、そういう基準は本社にはございません——本社にあるのはこれだけなんです。地方局のそういう失火の場合は、天災だから該当しない。火災の場合を言っているんですよ。子供の弄火の場合にはどうなんだ。たとえば武藤さんが検討しますと

いう、そういう検討基準というものがあつて、初めて災害に該当するんだ、しないんだ——いわゆる故意のものであるか、故意のものでないのか、過失であるか、過失でないのか。この事例がなくてたゞやっているとですか。それは本局にありますか。私は連絡されておいでになった人に聞きましたら、これは地方局ごとにごいませうと言ひます。それを今度は、本局に於て地方局にないんだ、地方局にないのところがなんだという。そうすると、地方局長はこれまでどういう基準でやっておつたんですか。だから私がさっき言ったでしよう、子供の弄火一つをとつてみても、地方局で違ひますよ。子供の弄火を災害に該当させている局と該当させていない局がありますよ。どこの基準になるのですか。

○外山説明員 補償金の問題につきましては、たゞば専売法並びに同施行規則、並びにこれを受けました公社内のたゞば災害補償規程というものがございまして、これを全国的に適用いたしております。それで、各局ごと、ばらばらというものはございませんという意味で部長が申し上げたのでございませう。

○唐橋委員 さらにたいへんになりましたな。私はいまあなたが言われたのを持っております。これ以外にないのです。これ以外にいわゆる実施細目的な、あなたたちの指示事項の中で、こういう場合はどう取り扱ふよという、細目といつていいんだか、あるいは基準といつていいんだか、そういうものは具体的に地方局に示してないんですね。ことばは、あなたたちの中ではいろいろのことばを使つてゐるかもしれませんが、規則といふかあるいは規約といふか、取り扱い基準といふか、そういうものはなくて、単にこれだけで、いまあなたが言われたこの条文だけで、あと一切地方局に基準がなくて、そういう細目がなくていままでの災害を取り扱つてきたわけですね。ひとつ明白にしてください。とんでもない問題だ、これは。

○外山説明員 ただいまの発言を取り消します。が、全国的にございませうたゞば災害補償規程というものに準拠しまして、各局では名前は違ふかとも思ひますけれども、取り扱い手続に基づきまして実施をいたしております。

○唐橋委員 正式に言つてください。

○外山説明員 局によつて違ふと思ひますが、たゞば災害補償手続だと思ひます。

○唐橋委員 もうちょっと明確に言つてください。

○外山説明員 たゞば災害補償手続だと思ひます。

○唐橋委員 だと思ひます。——だと思ひますというふうなことでいいんですか。明確にひとつ……。

○小山説明員 災害補償制度につきましては、基準と申しますのは、法律と省令でございまして、それ以外には基準とならずにございませう。

たゞ、手続的な事務のやり方等につきましては、本社のほうでは災害補償金の支払い規定がございまして、各地方局によりまして、その事務の取り扱いにつきましては内規がございませう。しかし、これはどこまでも基準でございませう。どういう手続で申請書を出すとか、どういうふうな現地へ行つて調査をするとか、そういう方法だけが規定してございませう。したがひまして、省令及び法律に基づきまして実施をいたしておるわけでございます。

○唐橋委員 ようやく明白になりました。そうしますと、はつきりすることは、地方局長がこのあたりにありますように、条文は読まなくてもあなたたちは暗記してゐるやつですか……。自己の責に帰するといふ判断は、私はずいぶんむずかしいと思ひます。法定災害ならこれはいいですよ。自己の責に帰するかどうかというところは、ほんとうの善意の過失もあれば、また弄火の場合、火遊びの場合というふうなものもあれば、いろいろ具体的事実についての判断というものは非常にむずかしいと思ひます。そういう場合に、私は基準と言つたんだが、あなたたちの受け取り方が悪いの

ですが、やはり取り扱い内規とか、いわば内規的なもの、こういうものはないですね。あとは、出た場合にこうするんだ、こうするんだという事務的な系統だけであつて、地方局長が、これがこうなんです、こうなんですという判断を下す基準ですね。ことば上においては内規であるかもしれない。そういうものは局にはないのですか。あるのかないのか、答えてください。

○小山説明員 先ほど申し上げましたように、法律及び政令に基づきまして実施をいたしております。あとは事務的な手続なんでございませう。

○唐橋委員 私の言つておる趣旨があるのかないのか。

○小山説明員 それはございません。

○唐橋委員 これは総裁にお聞きしなければならぬ。これは私初めてわかりました。現場の耕作者が、そういう基準、内規ですか、私の言う基準ということばを理解していただきたいと思うのです。そういう基準がないために、三年前のもの、ことしのものが、また隣のものが、ここのもの、いろいろ耕作者の立場からいへば理解のできない事例というものが問々出てきておる。その原因というものを私は初めてここで理解できました。過失といつても、善意による過失なんというものは不適当かもしれませんが、どうしてもやむを得ないような過失があつて全焼して、そして、これはおまえは失火なんだからどうするんですよと一蹴された場合、こういうものをどうするんだという基本的なものをいままで専売公社は持つていなかったというところが、私はここまではつきりわかつたのです。さっき武藤さんの質問に対して、検討すると言ひから私は実は引つ込めたかつたのですが、これははつきりした内規的なもの、十分検討してやつておかなかつたならばだめだということが私はここであつたのであります。これは総裁、ひとつ責任ある立場からお答え願ひたいのです。

○東海林説明員 この問題はいまお聞きしまして、私も実は知らないで、はなはだ申しわけないのでありますけれども、いろいろな場合が想定されま

す。それだけに、自分の責任であるかないかということになり、その判断の結果、災害を受けられた方にとりましては重大問題なのでありまして、これは検討すると言ふとおしかりを受けるかも知れませんが、いままでの事例もありまして、どうしたらいいか、これは本社でも十分検討しまして、よく地方の者に徹底するようにしてまいらうと考えております。その点でひとつ御了承願ひたいと思います。

○唐橋委員 いままで内規がなかった、これはやはり手落ちだ、こう私理解したので。といふのは、やはりそれだけむずかしい個々の判断なるがゆえに、それが地方局ごとに違つたり、局長がかわつたとたんに変わつたり、こういうことはさせておけないということです。だから、これは本社のほうでいろいろな具体的な事例を集めながら、そういう内規的な、基準的なものをはつきりと速急につくつていただかなければならぬ。ですから、それはやりますという御返答をいただきました。でも、それが二年も三年もでは困るんですよ。こういうようなことは、半年ぐらいでほんとうに十分なものにはなかなかないといふことも、なかつたものをつくり上げていくといふことは、事務的にそんなにむずかしいことじゃないので、一応どのくらいを目安につくれるか、これをひとつお伺ひしたい。

○東海林説明員 早急にと、またおしかりを受けるかも知れませんが、できるだけ早く御趣旨を体して研究させていただきたいと思ひます。御了承願ひます。

○唐橋委員 総裁を信じます。

それでは、さつきちょっと出ましたが、前渡金の問題、これは正式には何というんですか、耕作する場合に前渡し金をやりますか。さつき私、事例をあげました人は二万五千円借りておりました。たばこが全焼しました。前渡し金だけ残つておりましたので、すぐ払いなさいときた。払いようがないのです。しかし、これはどうしてもこし納めていただかなければならぬというので、あ

なたたちのほうは取り立てをいたしました。そこで、たばこ耕作組合が入つて、たばこも納めないのなら、それは私のほうで身がわりをしましようというので、ようやくたばこ耕作組合のほうで二万五千円を身がわりしました。しかし、身がわりしても、今度はこししの収納代金から利息をつけて払わなければならぬ。こういうことを総裁知つていますか。全く非情なものです。そういうときこそ、ほんとうにそのくらい見舞い金で上げられないんですか。全焼された家からどうして前渡し金を取らなければならぬのですか、生産部長、あなたの気持ちを言つてください。

○大塚説明員 現在の規則では、いただかないわけにはいかないと思ひます。

○唐橋委員 総裁にお聞きします。そちらは事務的にお答えになるが、あなたは責任者なんです。たばこが全焼したところから前渡し金を取るんですか。

○東海林説明員 いまのような場合は、前渡し金を出してあります。ところが、焼けた原因が災害補償の対象にならないという認定をされた、この場合には自分で払ひのほうにしようと思ひます。しかし、いまのお話のように、その原因が非常にむずかしい問題がひつかつてくるという場合は、これは別ですけれども、いかがですか。

○唐橋委員 取らないということにはなかなかできないと思ひます。しかし、現実には、あの農家は全身やけどをして医療扶助まで受けなければならなくなつたんですよ。そういう場合に、これだけの税金を納めておるのですから、公社だつて個人の会社だつて自分の従業員に見舞い金を出しますよ。公社なるがゆえに見舞い金が出ないのです。同時に、あなたたちは事務屋さんだから、どうしても取り立てなければ会計監査のほうからおこられる、そういうことで取らなければならぬという返事がくるのは私もわかるのです。そういうのも含めながら、ほんとうに火災という悲惨な、台風や何かのように大規模でないために全国的な問題ではないとしても、この三百何軒の耕作農家というものは、個々に言へばこれは全く悲惨な生活に入ると思ひます。そういう場合にはどうしようにしているかという、ほんとうに耕作農民を大切にしていくなまえが、いままでなかった。なかつた一つの事例が、いまの前渡し金です。だから、さつき申し上げたように、そのような判断と同時に、いまのような問題で、火災の場合の前渡し金については、それでは延納してやるとかあるいは年賦払いにしてやるとか、そういうような基準がないからこそ、いまの話のように取らなければならぬということになつてくる。だから地方の人たちは取らなければならぬのです。取りに行つた人が気の毒なんです。取れないところから取つてこなければならぬのです。そういうのも含めながら、さつき御答弁いただいたように、全体的な検討をしていただきたいと思ひますので、ご意見を、もう一度、くだいようですが、御答弁いただきたい。

○東海林説明員 いまのような問題が起こりますと、いまの公社の立場からいいますと、まあ規則というところからいいますが、規則は規則ですが、しかしそれは、そういう事態になつたといふことは私も知りません。しかし、いまお話のように、たとえば公社の従業員がそういう災害にあった場合には、見舞い金を出すということはあります。そういう意味で考慮するのは当然だと考へるのです。しかし、これは私個人だけの考へでございまして、規則の上にはそれを盛るかどうかということは、先ほど申し上げたように検討いたしました。いまの事態に対しては、なお実情をよく調べまして、私自身でできますことは、お見舞い金でも何でも処置をとりたいと思ひます。

○唐橋委員 総裁の気持ちはわかりました。けれども、規則は規則だといふことが何だかひつかかりました。やはり規則はこれだけの規則なんです。あとはあなたの権限内における一つの細目的なものがあると思ひます。延納もそうです。分割払いもそうです。だから、そういう規則的なものを、責任者として、私が申し上げたような気持ちでひとつ今後御検討願ひたい、こういう趣旨です。

次は、これは実は私ははつきり出さ出さないか迷つたのですけれども、やはり出して、総裁にも知つておいていただきたいと思ひまして調べました。二十五年にそういう通達が出ていたというところのようでありましたが、そうすると、その通達に違反した職員に何か今度はひどい責めがついて、おまえ、とんでもないことをしたぞとしかられそうなきがしたので、そういうことがないように御了解いただいて、私がこの委員会で取り上げたからといって、その職員の責任を問うというようないふことがないという前提に立つてものをお願いしたいと思ひますので、その点、あらかじめお含みお願ひしたいと思います。

それは、たばこの収納に來たときのことです。が、等外のたばこが、こう積まれたわけですから、すると、耕作者の前でそれにつけて燃やしてしまふのです。それに対する耕作者の言ひ分はどうかといふと、実は、去年までは鑑別員が、この程度はだめなんですか、この程度は合格しましたというふうなことで、事前の指導があつたので、そんなに一ぱい持つていきませんでした。しかし、これはその指導がないために、――大体これはいいだらうというふうな指導があつたので一ぱい持つて行きました。持つて行つたときに、これはだめです、こういうことで、しかも、苦勞をした一年間のものを目の前で火をつけて燃やしちゃう。なるほど、山のようになつてやうから何とも始末がつかない。どこにも片すわけにいかぬ。調べた結果、輸送費だけは払ひます。ある耕作者は全く血のにじむような投書を新聞にしました。そこで、私もこゝへ来て、こういう取り扱ひはどうですかと聞いたら、ちゃんとそれは昭和二十五年にそういう事例があつたのでこんな通達が出ていますので、その通達の内容を前にもらひました。ですから、私がこのことを取り上げるのは、もう少し耕作者を大切にしていくなまえをほんとうに総裁として――これはまあいまでもだつて大切にされていただかうと思ひますので、さうい

うことをひとつ末端まで徹底させていただきたいという一つの事例に出してあるのです。そういう事例、あるのですよ。総裁、全く生産者というものはかわいそうなものですよ。これは申し上げるだけにしておきます。答弁いただと、あとでありますから。

次に、もう一つは、今度小売りの場合に入りたいと思います。生産者、小売り、その中で三千億の税金が出てくるのですから、両方大事だけれども、この歩率の問題ですが、結論を申し上げますと、上げる見通しはおありですかというところ、小売りの手数料——いまはそれは十万円、八万円という段階になっております。内容はいまは省略して、何か小売りが運動しないと上げないのだ、そういう経過をたどってきた。だから、その中においてやはりそういう基本方針を出しておく、こういうことが小売りに希望を持たせ、さつき売り上げの増強の端が出ましたけれども、やはり売り上げ増強の末端は小売り人です。小売り人の一割なんというふうないまの手数料は、私も物価対策委員だから物価のあれを見たのですけれども、全く一割の小売り人のマージンなんてどこにもございせん。回転率が早いからなんというが、白菜やニンジンと回転率のどこが違うか、こういうことで、小売りの人の通称あげる歩率に対しての基本的な方針、もし今後上げるとするならば、それらに対する基本方針を総裁のほうから明確にひとつお伺いしたいわけでございます。

○東海林説明員 この歩率は昨年改定をやっております、いまのお話のように最低十万円になりました。今後は、いまのところはこれをさらに上げていくという考えはございません。

○唐橋委員 いまのところはないといつても、これはやはりさつき申し上げましたように、売り上げ増強という問題と真剣に取り組むとするならば、ここが一番の基本だ、こういうことは理解できますか。

○東海林説明員 小売りの人が営業の末端であるというところは、私もよく承知しております。でありますから、小売りの人の方々が熱意を持ってやられるかどうかということが売り上げに非常に影響することよくわかっております。でありますけれども、ただ歩率を上げていくことだけが一体問題なのかというところになりますと、そこにはやはりまだほかにも問題があるだろうと思ひます。そういう意味で、私は、昨年改定したばかりの歩率をいままたさらに上げていくという意向はないというところをいま申し上げたわけでございます。将来のことはわかりません。

○唐橋委員 まあ、歩率の問題は、時間がないようです。これから議論いたしません。

ただ、これだけは解決してもらいたいと思ひますのは、たばこの配給を受ける場合に、一回分は前配給なんです。これは商法の商いの常道からいへば、消費者に迷惑かけないためにあたりまえだと思ひます。そうして、いつでも一回分、七日ないし十日分は保管していなければならぬ。それを漸次補充するという形がとられていたのです。これは一応商いの常道からいへばあたりまえだと言へますが、しかし、一つの独占企業の中で、一カ月の配給のうち、十日分だと三分の一です。三分の一以上、現金としてあなたのほうは前取りしているのです。結果から言へば、そうでない、あなたのほうの御指導はなかなか強いですから……。そして、その一カ月の売り上げ高の、七日とすれば三分の一弱です。三分の一弱の金利なんというものはたいしたものでしょう。それを前取りしている。その利子計算だけでもたいへんです。そういう点は、小売りに対してほんとうに不親切なんです。これは歩率がないならば、報償金とか何かの形でその点に対するめんどろを見ていくというかまへはできないものですか。これは毎日こまかにたばこを売っている一軒一軒の人たちの直接の願いです。総裁、ひとつこれは覚えておいていただきたい。どうですか。

○内田委員長 販売部長。簡単に願ひます。

○斎藤説明員 ただいま先生から御指摘のございました金利の問題、これは次の配給までの間の利息というものは小売り屋さんに持っていたたくわけでございます。その間に金利がかかることは当然でございます。そういうことを計算いたしました結果、ほかの業種と比べてみた場合に、純益率というものを比較検討しているわけでございますけれども、そういう一般の場合には金利は負担していただいて、まあ利益率としては、かなりいい数字になっていると思ひます。ただ、私どもは、山の中とか離島とかいうところで、ある程度長く持っていた場合、その期間について金利を見ようというところをやっております。

○唐橋委員 ちょっと、金利を見ようのです。非常に大切なところだから……。

○斎藤説明員 いえ、丁寧に申し上げますと、一般の場合には見ておりません。たとえば一週間に一度、十日に一度配給しているところは見ておりません。ただ、たとえば冬季雪が降りましてなかなか配給に参れませんが、そういう場合には、冬の始まる前に三カ月分なら三カ月分ばつと買っていたいただきます。そういうときは、長い期間でございますから、しかるべき金利を計算いたしまして、金利を払っております。

○唐橋委員 私のほうは雪国です。その問題が出さなかつたのですが、やはり季節的にはほとんど一カ月ぐらひは持っていないなければならない地域が非常に出てくるのです。その場合の問題も実は出そうと思つたんですが、あまり時間が長くなるのでやめようとしていたら、あなたのほうから出されたからしたわけです。その場合に、たとえば十日以上はどうだかという、さつきは災害補償の基準と言ひましたけれども、どうも基準、基準と言ひとおかしいようですが、ほんとうにそういう利息を見ようといういわゆるきめ、内規、基準といひますか、そういうものがはつきりとできていますか。

○斎藤説明員 基準の中身はここに持ってきておりませんが、本社において、何日以上は幾ら、金利の水準はどういうことで、詳しい基準をつくっております。

息というものは小売り屋さんに持っていたたくわけでございます。その間に金利がかかることは当然でございます。そういうことを計算いたしました結果、ほかの業種と比べてみた場合に、純益率というものを比較検討しているわけでございますけれども、そういう一般の場合には金利は負担していただいて、まあ利益率としては、かなりいい数字になっていると思ひます。ただ、私どもは、山の中とか離島とかいうところで、ある程度長く持っていた場合、その期間について金利を見ようというところをやっております。

○唐橋委員 ちょっと、金利を見ようのです。非常に大切なところだから……。

○斎藤説明員 いえ、丁寧に申し上げますと、一般の場合には見ておりません。たとえば一週間に一度、十日に一度配給しているところは見ておりません。ただ、たとえば冬季雪が降りましてなかなか配給に参れませんが、そういう場合には、冬の始まる前に三カ月分なら三カ月分ばつと買っていたいただきます。そういうときは、長い期間でございますから、しかるべき金利を計算いたしまして、金利を払っております。

昭和四十二年七月五日印刷

昭和四十二年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局